

課題別検討委員会

地域貢献委員会の組織化と 協働事業のあり方

報告書



目 次

はじめに

I. 検討委員会の目的・経過	01
II. 地域貢献委員会組織化の意義、府内の地域貢献委員会 設置状況.....	07
III. 取り組み実践事例	13
1. 会員と地区福祉委員会によるブロック別交流会	14
(吹田市社会福祉協議会施設連絡会)	
2. 社会福祉施設における災害時要援護者の受入等調査	15
(東大阪市社会福祉施設団体連絡会)	
3. あんしんねっとあゆむ 「身近な相談」	18
(高槻市民間社会福祉施設連絡会)	
IV. 地域貢献委員会等の設置に関するアンケート (実施概要)	21
V. 設置に向けた手順	25
1. 設置済社協における成り立ち事例	26
① 吹田市社会福祉協議会施設連絡会	26
② 交野市社会福祉施設地域貢献連絡会	30
③ 摂津市社会福祉施設地域貢献委員会	34
④ 東大阪市社会福祉施設団体連絡会	38
2. 地域貢献委員会組織化の手順	40
3. 会則モデル	42
VI. 各施設連絡会施設関係者のコメント	45
むすびに	51
資料編 (アンケート結果詳細版・福祉おおさか掲載資料・委員名簿)	53

は　じ　め　に

今年度、市町村社協会長会において、地域福祉推進のために市町村社協全体の発展強化を目的として市町村社協の組織運営強化や地域福祉活動・事業における5つの課題について検討委員会を設置し、会長会・事務局長会・幹部職員で検討をしてきました。その課題のひとつとして「地域貢献委員会の組織化と協働事業のあり方」をテーマに検討を重ね、その内容について本報告書にまとめました。

社会福祉基礎構造改革による措置から契約へ転換、介護分野を中心とした新たなサービス供給主体の参入など、社会福祉法人をめぐる環境が大きく変わってきており、現在、税制上の優遇措置を受けている社会福祉法人としての今日的なあり方についても見直され始めています。そのようななかで、社会福祉法人としての今日的な役割を改めて認識し、地域福祉の発展を推進していくため、社会福祉法人の公益性を發揮した新たな取り組みが重要となっています。

府内における地域貢献委員会の設置については、組織構成会員制度を市町村社協に導入後、市町村社協と会員でもある社会福祉法人・施設が地域貢献活動をするための具体的な仕組みとして大阪府社協が呼びかけてきましたが、なかなか設置が進みにくい、という現状にあります。本委員会において、本課題について整理し、地域貢献委員会の意義や展開される事業について検討をすすめきました。

今回、市町村社協の地域貢献委員会等の設置に関する現状を把握するためにアンケートを実施し、組織化する際の手引きとなるよう手順等も示しました。また、すでに取り組みを始めている社協の事例を掲載することにより、未設置社協もより具体化できるようにしております。

これらの検討内容をふまえ、府内全市町村社協に地域貢献委員会の設置が促進され、地域住民と福祉施設が協働し地域福祉が一層推進されますことを期待いたします。

平成20年3月

大阪府社会福祉協議会

会　長　松廣屋　慎　二

大阪府市町村社協会長会

会　長　山　本　香　憲

検討委員会

委員長　高　岡　　武

I. 検討委員会の目的・経過

平成 19 年度、市町村社協会長会において、市町村社協全体の発展強化につなげていくことを目的に市町村社協の組織運営強化や地域福祉活動・事業における 5 つの課題について検討委員会を設置し、会長会・事務局長会・幹部職員で検討をすすめてきた。その課題のひとつとして「地域貢献委員会の組織化と協働事業のあり方」をテーマに、すでに組織化されている社協と組織化されていない社協の 6 名の委員により検討を重ね、その内容について報告書にまとめることとした。

本項では、委員会の目的と開催概要についてまとめている。

【目的】

地域福祉を推進するための課題として、社会的な援護を要する人々への支援、また社会による排除・摩擦・孤立等をなくす地域社会の実現をするために、市町村社協と社会福祉施設が連携して、地域住民のニーズに具体的にこたえることのできる仕組みとして「地域貢献委員会」の組織化を推進している。しかし、市町村社協において「地域貢献委員会」の組織化への取り組みがなかなか進みにくい現状がある。

本委員会では組織化する際の課題を整理し明確にするとともに、求められる役割と展開すべき具体的事業について検討する。

【検討委員会開催状況】（平成 19 年 9 月 28 日～平成 20 年 3 月 11 日）

	開催日時	委員参加人数	内 容
第1回	9月28日	6名	府内の「地域貢献委員会」組織化の状況 「地域貢献委員会」の組織化における取り組み課題 今後の日程と検討テーマの設定について
第2回	10月22日	6名	社会福祉施設の地域貢献活動取り組み状況報告 地域貢献委員会等の設置に関するアンケートについて
第3回	12月6日	5名	府内社会福祉施設における取り組み状況報告 地域貢献委員会等の設置に関するアンケート結果について
第4回	1月30日	6名	報告書（案）について 中間報告について
第5回	3月11日	6名	報告書（案）について（最終）

各回の概要については、次のとおりです。

第1回 課題別検討委員会

「地域貢献委員会の組織化と協働事業のあり方」

日 時 平成 19 年 9 月 28 日（金）14 時～17 時

会 場 大阪社会福祉指導センター

2 階 ボランティアホール

出席者 検討委員 6 名、府社協 5 名

第1回概要

- 委員紹介・委員長の決定
委員長：高岡会長（守口市社協）
- 検討委員会の目的とこれまでの経過について説明
- 府内の「地域貢献委員会」組織化の状況と委員より各社協における状況の報告

- 「地域貢献委員会」の組織化における取り組み課題について
- 報告に基づいて意見交換
<主な意見>
 - ・地域貢献委員会（施設連絡会）の概念を明確にし、社協が進めていくことの意義を市町村社協に理解してもらったうえで組織化を進めていく必要がある。
 - ・市町村社協にとって地域貢献委員会（施設連絡会）の意義は理解できたとしても、緊急を要する事業という認識がないので組織化が進みにくいのではないか。もっと積極的な働きかけが必要。
 - ・地域貢献委員会が組織化されていなくても

社協と個々の施設のつながりがあるため、必要性を感じていない社協も多いのではないか。「地域貢献」に目的を限ったもので設置していく必要がある。

- ・福祉制度や環境の変化に伴い、地域福祉を推進していくために「地域貢献」を意識しながら事業に取り組み始めるなど社会福祉法人（施設）の意識が変わり始めている。社協はそういった情報を把握できていない。

6. 今後の取り組みについて

次回までにアンケート項目（案）を考え、実施する。

※市町村社協における地域貢献委員会の組織化に関する現状を把握するため、アンケートを実施する。

第2回 課題別検討委員会

「地域貢献委員会の組織化と協働事業のあり方」

日 時 平成19年10月22日（月）14時～17時
会 場 大阪社会福祉指導センター 2階

ボランティアホール

出席者 検討委員6名、府社協5名

第2回概要

1. あいさつ

委員長：高岡会長（守口市社協）

2. 委員より各社協における取り組み状況報告

吹田市：10月上旬に施設連幹事会を開催。

8月に開催した精神障害をテーマとした交流会についての報告と次回開催したいこととして認知症をテーマとした講演を検討。

高槻市：10月下旬にあゆみフェスティバルを開催（児童・高齢・障害各施設の代表者によるシンポジウムを開催予定）

交野市：10月に設立に向けた第1回準備会を開催（今年度内の設立が目標）

3. 全国の福祉施設の地域貢献活動の状況報告

4. 地域貢献委員会等の組織化に関するアンケート（案）

<主な意見>

- ・施設と地域との接点として社協が入ることは意味のあること。社協がそのコーディネートの役割を担うことで双方にとってブ

ラスになることは多い。

- ・施設側は施設自身が「地域貢献」の活動をすることについて一定の考えを持っているので、地域貢献委員会設置について、社協からの投げかけさえあれば、取り組みが進むはず。
- ・程度や規模の大きさはあるが、どこの社協でも施設と連携している。そういった連携から「地域貢献」を目的とした協働の事業を始めることができるのではないか。
- ・社協と施設の連携として、祭りやイベントなどの案内等以外にも「地域貢献」を目的とした、例えば「災害」のような地域全体で取り組む必要のある新しいテーマを設けた活動を始めてみることも良い。

5. 今後の取り組みについて

11月上旬～中旬で市町村社協へアンケートを実施し、集計をまとめる。次回委員会にてその集計結果をもとに課題を整理し、設置に向けた具体的方策を検討する。

第3回 課題別検討委員会

「地域貢献委員会の組織化と協働事業のあり方」

日 時 平成19年12月6日（木）14時～17時
会 場 大阪社会福祉指導センター 2階
ボランティアホール

出席者 検討委員5名、府社協6名、

第3回概要

1. あいさつ

委員長：高岡会長（守口市社協）

2. 前回のふりかえり

3. 地域貢献委員会等の設置に関するアンケート結果について事務局より概要説明（回答41社協）【P.21～P.23参照】

4. 府内社会福祉施設における取り組み状況の報告について

（府社協施設福祉部森垣部長より報告）

現在、公益法人の改革をはじめとして施設を経営する社会福祉法人のあり方が問われている。このことを社会福祉施設を経営する社会福祉法人だけでなく社協も含めた問題と認識している。是非とも社協として施設の機能、マンパワー、専門性を地域福祉に活用してほしい。社会福祉法人・施設が地域のネットワー

クに関わることでよりセーフティネットの網の目が細かくなる。

※老人施設部会社会貢献事業、保育部会地域貢献生活サポート事業について説明

5. その他（市町村社協ヒアリングにおける地域貢献委員会の設置について状況報告）

何らかの形で施設と連携・協働をおこなっているが、組織化までは考えていない、または、組織化するには課題が残る、といった社協が多かった。また、人的・財政的余裕がないという意見も多かった。

<主な意見>

- ・セーフティネットの取り組みのようにエリアごとに地域の様々な機関等とラウンドテーブルを持つだけの取り組みでは、地域貢献委員会とは捉えることはできない。地域貢献委員会は、社会福祉法人を中心とした民間の施設が行う地域貢献の取り組みをどう組織化していくのか、ということ。地域貢献委員会を設置する本来の目的・役割をきちんと整理し、明確にしていく必要がある。
- ・各市町村社協では人的余裕がない、との理由で設置していないところが多い。仕事量はどのようなものか。 ⇒ ①年々事務量は多くなっているが、いろんな業務と兼務している状態で0.5人以下でもできるもの。②全体を総括する担当をつけ、ブロック別の交流会ではそれぞれのブロック（校区）を担当するCSWが張りついている。CSWも施設の方と顔なじみになっている。
- ・施設側が市町村社協に望んでいることは何か？また、社協と協働したい、と思っているのか？ ⇒ 市町村によって意識にはらつきはあるが、施設部会関係の会議でも報告を行っており、全体的に社協に声をかけてもらって一緒にやっていきたい、と考えている。何らかの形で地域貢献の必要性を各施設は感じている。
- ・自分の地域で地域貢献委員会を設置していくとする場合、どこに呼びかけたら良いのか分からぬ。 ⇒（府社協施設福祉部）相談していただいたら、いつでも協力させていただく。

第4回 課題別検討委員会

「地域貢献委員会の組織化と協働事業のあり方」

日 時 平成20年1月30日（水）14時～17時

会 場 大阪社会福祉指導センター 2階

ボランティアホール

出席者 検討委員6名、府社協3名

第4回概要

1. あいさつ

委員長：高岡会長（守口市社協）

2. 委員より各社協における取り組み状況報告

吹田市：2月に認知症に関する講演と、会員・地区福祉委員との交流を開催予定

高槻市：新年互礼会を1月に開催。2月に障害者の人権に関して研修を開催予定。

池田市：障害者施設の方と話をし、来年度、組織化に向けて進めることになった。

交野市：1月22日に交野市社会福祉施設地域貢献連絡会設立総会を開催。

守口市：3月末までに組織化に向けた委員名簿を作成したい。

東大阪市：12月に人権研修を開催。また、会員施設へ実施した社会福祉施設における災害時要援護者の受け入れ等に関する調査の単純集計を行った。102施設中48施設が受け入れ可のこと。【P.15～P.17参照】

3. 報告書の作成案について

4. 2月7日市町村社協会長事務局長合同会議における中間報告について

<主な意見>

- ・（交野市における地域貢献連絡会の設立について）会員となった18施設以外に声をかけても会員とならなかったところはあったか？ ⇒ 声をかけたほとんどの施設が入っている。施設が地域貢献をしたいということや分野をこえた施設同士が交わることを社協が思っている以上に施設は必要としており、意義のあるもの。
- ・すでに保育・高齢・障害等の各連絡会がある市町村もあるが、単なる連絡組織ではな

く、社協として社会福祉法人制度を維持するため現状を踏まえたうえで「地域貢献」の事業に目的をしづり、場合によっては再組織化することも含めて施設や各連絡会と関わっていく必要がある。

- ・(市町村社協が地域貢献委員会の事務局を担うことについて) 施設も地域福祉を推進する役割があるので、施設が地域福祉を進めていくのであれば、社協がコーディネートしていかなければならない。
- ・社協に人的余裕がないために組織化できない、というのは理由にならない。例えば、実際に立ち上げをするとなるとそれなりの時間がかかるが、施設の各種別代表者を中心にはじめ、事務局だけの負担とならないよう進めるようにする。
- ・地域貢献委員会の財源は会費を徴収して独自の予算化を。
- ・「地域貢献委員会」という名称にこだわらず、地域貢献委員会の要素を表した組織であれば地域貢献委員会とし、名称は市町村によって決定したらよい。委員会よりも連絡会、とした方が主旨に合うのではないか。

員会を組織化することに意義がある、ということを社協がしっかりと認識する必要がある。また、社会福祉法人・施設が積極的に地域貢献活動を行い、地域福祉推進の取り組みを主体的に行うようになってきている。地域で施設がそのような動きをするようになった場合、社協は施設と一緒に取り組む必要がある。

- ・文章の表現として、「社会福祉法人」には社協と施設どちらも含み、「社会福祉法人・施設」には、社協は含まず、社会福祉法人の社会福祉施設のみとして区別をしてはどうか。
- ・(地域貢献委員会の会員について) NPOなど地域貢献委員会の趣旨に賛同するのであれば、会員を組織構成会員や社会福祉法人と限らなくても良いのではないか。
- ・組織構成会員が地域貢献委員会に入ることによって、組織構成会員の地域福祉活動に関する意向や意見を反映することができ、組織構成会員制度をさらに充実することができる。

第5回 課題別検討委員会

「地域貢献委員会の組織化と協働事業のあり方」

日 時 平成 20 年 3 月 11 日 (火) 14 時～17 時

会 場 大阪社会福祉指導センター 4 階

研修室 (2)

出席者 検討委員 6 名、府社協 3 名

第5回概要

1. あいさつ

委員長：高岡会長（守口市社協）

2. 委員より各社協における取り組み状況報告

東大阪市：社会福祉施設における災害時要援護者の受入等に関する調査の集計結果報告

3. 最終報告書（案）について

＜主な意見＞

- ・(報告書原稿「組織化の意義」について)
多様な経営主体の参入、イコールフットティング論、社会福祉法人の独自性・存在意義を示す、といった社会福祉法人を取り巻く社会状況が背景にあったうえで地域貢献委

地域貢献委員会組織化の意義

本委員会では地域貢献委員会を組織化することの意義について、くり返し意見交換を行い、その重要性を確認しながら進めてきた。

地域貢献委員会組織化の社会的背景については、福祉制度・施策の制定や改正、また、生活環境の変化や新たな貧困化などがある。社会福祉基礎構造改革以降、介護保険サービスを中心に福祉分野への多様な経営主体が参入しており、また、現在、社会福祉法人は営利法人など他の経営主体と比べて税制上の優遇措置を受けている。しかし、営利法人に対して競争条件を同じにするべき（イコールフッティング）という考え方もある。社会福祉法人が提供するサービスとそれ以外の経営主体が提供するサービスとの違い、また、社会福祉法人の独自性、そして、その存在意義が問われ始めている。

時代の変化とともに社会的孤立や孤独死など複雑・多様化した様々な生活問題が増えるなかで、地域社会における援護を要する人々や制度の狭間にいる人々への支援がますます必要となっている。制度にのらない地域ニーズを社会福祉法人としてどのように受け止め、どう応えていくのか、という課題もある。また、社会福祉法人・施設も地域の社会資源であることから、利用者を中心としたサービス提供に加え、誰もが供受できる福祉へと事業展開ができるよう、地域の幅広いサービス・関係機関などの連携や情報の共有、地域住民への支援等、社会福祉法人としての公益的取り組みである地域貢献活動が必要となってきた。社会福祉法人が本来持っている公益性を継続・発展させ、その存在を住民や行政機関、専門機関に示すために、社会福祉法人はどうあるべきなのか、ということをそれぞれが認識し、その役割と使命を果たしていくことが求められている。

社会福祉法人・施設全体の取り組みとして同じ地域にある種別を超えた施設同士が連携して地域または住民とのつながりをもち、地域福祉を推進していくために、地域貢献活動を行うようになってきている。社協は社会福祉法に明記された地域福祉の推進団体であり、地域福祉を主体的に行うところである。市町村社協は、社会福祉法人・施

設が行う地域貢献活動を積極的に支援し、また、そのような活動を行う団体や機関と協働で地域福祉を推進していく必要がある。

以下は、市町村社協、社会福祉法人・施設それぞれの立場から地域貢献委員会を設置することの意義について整理した。

【市町村社協の立場から】

I. 地域福祉推進団体としての役割

地域貢献を目的とし、地域の社会資源である社会福祉法人・施設を組織化することで、当該市町村に対して社会福祉法に明記される「地域福祉の推進団体」としての存在感を高めることができる。

II. 組織構成会員制度のさらなる充実・発展

市町村社協の組織構成会員として社協とつながりを持っている福祉施設などが地域貢献委員会に参画することで、組織構成会員としての意見・意向を反映させることができ、組織構成会員制度の取り組みの発展につながるという意義がある。

III. 地域住民ニーズの専門的支援による解決

府内の市町村社協は、全市町村に組織された地区福祉委員会があり、小地域ネットワーク活動等、地域住民のニーズ把握機能を有している。把握されたニーズのうち、日常的な支援が必要なものについては、市町村社協で解決してきたが、とくに専門的な対応が求められるものについては、その問題解決に課題を残している。「地域貢献委員会」を組織化することは、府内の市町村社協が小地域（日常生活圏域）内のニーズ把握機能だけでなく、より専門的な対応が求められるニーズについては地域貢献委員会へつなぐことで問題解決機能を有するという意義がある。

【社会福祉法人・施設の立場から】

I. 地域貢献活動を展開する場の確保

地域住民のニーズや課題に対して具体的な地域貢献活動が展開できる場を確保できる。また、地域貢献活動を創造的に展開することで、社会福祉法人・施設の今日的な存在意義を立証できる可能性をもつことになる。

II. 市町村単位での種別を越えた施設同士のつながり

市町村単位で同じ地域内の福祉施設が種別を越えてお互いを理解し合うことができ、地域の社会資源として地域課題を共有し、福祉施設の役割を改めて考える契機になる。また、福祉施設の協議体として事業の推進を強化できるという意義がある。

III. 施設利用者と地域住民との交流の発展

福祉施設が地域住民と協働していくことで、福祉施設職員や福祉施設を利用している人たちと地域住民との交流が発展していく可能性が高くなる。

地域貢献委員会の設置については、市町村社協、社会福祉法人・施設それぞれの立場から以上のような意義があると考えられる。社会福祉法人・施設は、これまで利用者を中心としたサービス提供を中心に行ってきたため、地域や住民とのつながり、連携・協働の経験が多くはなかった。そこで、これまで地域住民やボランティアなどの組織化活動を行ってきた市町村社協が社会福祉法人・施設と地域との仲介役として関わることで、一層、地域福祉の推進を前進させることができる。

地域福祉推進団体である社会福祉協議会として、個々の社会福祉法人・施設との連携・協働の事例は広まりつつあり、すでに一定すんできているが、地域貢献委員会を設置することで地域福祉の向上につながることが期待される。前述のような社会的背景やそれぞれの立場からの意義をふまえて、市町村社協内に社会福祉法人・施設が参画する地域貢献委員会を設置することは、社協と社会福祉法人・施設の双方の連携・協働がさらに進み、互いに意義のあるものになる。

府内の地域貢献委員会設置状況（5市社協）

平成20年3月現在、大阪府内41市町村（大阪市・堺市除く）のうち、5市で設置され、取り組んでいる。各会の概要については、次のとおり。

	会員規程	会の目的・主旨
吹田市社協施設連絡会 平成17年6月	吹田市社会福祉協議会組織構成会員で施設を営む法人	地域福祉推進の中核組織である社会福祉法人吹田市社会福祉協議会に参加する施設経営者が緊密に連携し、様々な地域の課題に協働して取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
摂津市社会福祉施設 地域貢献委員会（施設連絡会） 平成19年1月	市内の社会福祉施設と社会福祉協議会	市内における社会福祉施設と社会福祉協議会が連携し、様々な地域福祉課題に協働して取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
交野市社会福祉施設 地域貢献連絡会 平成20年1月	社会福祉法人が運営する交野市内の社会福祉事業所	市内における社会福祉施設と社会福祉協議会が連携し、様々な地域福祉課題に協働して取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
高槻市民間社会福祉施設 連絡会 昭和60年3月	市内の社会福祉法人施設	市内民間社会福祉施設間相互の連絡、調整を図り、地域福祉の向上に努めることを目的とする。
高槻市民間社会福祉施設 連絡会「あんしんねっと あゆむ」 平成18年11月	市内を4ブロックに分け、拠点施設を定め、拠点施設から選出された委員で構成	連絡会会員施設の連携により、施設の専門性を活かしたセーフティネット「あんしんねっとあゆむ」を構築し、地域福祉の向上に努めることを目的とする。
東大阪市社会福祉施設 団体連絡会 平成17年6月	市内に所在する社会福祉事業を営む社会福祉法人等をもって構成する各団体（※その他欄参照）の会長及び副会長等により組織	市内に所在する社会福祉法人等の地域社会における役割の向上を図り、社会貢献事業などにより地域福祉を推進するため、会員相互及び行政諸機関との緊密な連携を図ることを目的とする。

Ⅱ. 地域貢献委員会組織化の意義 府内の地域貢献委員会設置状況

活動内容	会費等	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・施設間の情報交換、交流活動の推進 ・地域貢献事業の創造と実践研究 ・専門講座等施設職員の資質向上のための研修 ・地区福祉委員、民生児童委員との連携 ・施設の専門性を地域に還元、福祉情報の提供 ・施設間、施設と地区福祉委員会との協働による地域福祉活動の推進 ・その他施設事業の向上、地域福祉の充実発展に寄与する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間1施設あたり2,000円（主に会の事務的経費にあてる） ・事業実施に必要な経費は別途徴収することができる 	必要に応じて業種別会議、専門会議を設置することができる
<ul style="list-style-type: none"> ・相互の情報交換、交流活動 ・地域福祉の推進に関する事業 ・地域貢献、社会貢献に関する事業 ・地域住民との交流、協力する活動 ・その他、目的を達成するために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間1施設あたり5,000円 ・事業の実施に関して必要となるその他経費等は、その都度協議のうえ、別途徴収できる。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・相互の情報交換、交流活動 ・地域福祉の推進に関する事業 ・地域貢献、社会貢献に関する事業 ・地域住民との交流、協力する活動 ・その他、目的を達成するために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・年会費1施設あたり3,000円 ・事務的経費は社協において負担、事業の実施に関して必要となる経費等はその都度協議のうえ徴収 	
<ul style="list-style-type: none"> ・市社協および社会福祉施設間相互の連絡調整と協力 ・地域住民との交流及び協力 ・関係機関とのネットワーク ・その他この会の目的を達成するために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間1施設あたり30,000円 ・その他補助金、寄付金、その他の収入 	・部会(保育・児童・障害・高齢)、研修委員会(役員会で構成)、「あんしんねつとあゆむ」事業推進のための推進委員会を設置
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設間相互の連絡調整と連携 ・地域住民との交流及び協力 ・関係機関とのネットワーク ・その他この会の目的を達成するために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会事業費をもってあてる 	
(平成19年度事業計画より抜粋) <ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献事業の展開 ・今後の東大阪市における社会福祉のあり方についての提言 ・社会福祉予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務的経費は社協において負担 	①東大阪市私立保育会 ②東大阪市福祉施設会 ③東大阪市高齢者介護施設会 ④東大阪市障害児・者福祉施設連絡会 ※①～④各会にて会費を徴収

III. 取り組み実践事例

1. 会員と地区福祉委員会によるブロック別交流会
(吹田市社会福祉協議会施設連絡会)
2. 社会福祉施設における災害時要援護者の受入等調査
(東大阪市社会福祉施設団体連絡会)
3. あんしんねっとあゆむ「身近な相談」
(高槻市民間社会福祉施設連絡会)

地域貢献委員会が具体的に取り組んだ事業として3市の事例の内容や施設・社協それぞれの役割、またその活動による成果（期待される成果）を紹介する。

■ 吹田市社会福祉協議会施設連絡会

1 活動名称	会員と地区福祉委員会によるブロック別交流会	
	<p>対象者 施設職員、施設利用当事者、地区福祉委員会 実施頻度 18年度は、交流会を13回開催（ブロック別に日を改めて開催） 19年度は、講演会・交流会を2回開催（ブロック別を同日に開催）</p>	
2 具体的内容	<p>平成18年度 総会1回、幹事会5回、 ブロック別に会員施設交流会 6回 参加：45施設、48人 ブロック別に地区福祉委員会との交流会 7回 参加：施設側59人、地区福祉委員会側51人</p> <p>平成19年度 総会1回、幹事会5回 精神障害をテーマにした講演会 ・当事者の発言・ブロック別交流会（平成19年8月31日開催） 参加：36施設・38人、当事者4人、22地区福祉委員会・38人、府社協2人 認知症をテーマにした講演会 ・施設職員の発言・ブロック別交流会（平成20年2月19日開催） 参加：31施設・46人、27地区福祉委員会・50人</p>	
3 役割	施設	施設側がもつ専門知識・技能、施設を地域にどう生かせるかに向けて、まず、施設の行事を地域に案内し、施設の活動内容を地域に知ってもらう。日常的な近所付き合いができる関係を作り、利用者に対する地域の理解を得たい、こうしたことを地域と話し合える場として、施設連絡会を設置した。
	社協	施設と地域が率直に話し合える場を設け、交流を重ねることにより相互理解を深め、施設と地域の良好な関係をつくる。
4 活動による成果（期待される成果）		<p>○当初、地域（住民）は、「施設に近づきにくい、敷居が高い」との印象をもっていた。とくに、「精神障がい者への接し方が分からない」、「施設から声をかけてもらえると交流がしやすい」と日頃から思っていた。また、「施設の活動はビジネスで、施設との連携は地区のボランティア活動になじまない」、「施設のPRに利用されるのではないか」、「特定の事業所と交流するのはどうか」と思っていた。他方、地区福祉委員会は、「ボランティアで、専門的な知識等が必要なとき専門家から助言を受けたい」、「施設の設備は活動場所の不足が補えればありがたい」としていた。</p> <p>○社協が施設連絡会の事務局を担当し、施設と地区福祉委員会との交流の場を重ねることによって、地域からは「交流会で聞いた話を地区に持ち帰り、これならできるということを議論していきたい」、また、「施設にとっては、地域への広報手段が少ないので、対象者にとって必要な情報を整理した形で提供するのも役割の一つである」との声が出された。</p> <p>○施設は、地域交流のうえに地域貢献活動があるとし、講演、交流を重ねたいとしている。</p>

■ 東大阪市社会福祉施設団体連絡会

1	活動名称	社会福祉施設における災害時要援護者の受入等調査	
		対象者： 会員（施設ごと）	
2	具体的な内容	<p>地域の社会福祉サービスに敏感で柔軟に対応でき、制度の谷間の人々への支援を行うことや社会福祉サービスの安定的な供給や行政では即応できず、営利企業にとっては参入のメリットのない事業への取り組みを行うなど、社会福祉法人の社会的優位性を最大限に活かして、公益法人としての社会福祉法人の存在意義を再確認し、社会福祉の総合的なオピニオンリーダーとしての役割を果たしていく。</p> <p>近年、甚大な被害をもたらした阪神淡路大震災から13年余、地球温暖化の影響もあって集中豪雨や台風による自然災害をはじめ、能登半島地震、新潟中越地震など近年大規模な地震も相次いでいる。また、東海・東南海・南海地震の発生は時間の問題といわれており、最近の研究ではこれら3つの地震が連動して”超巨大地震”が発生する可能性までが示唆されている。</p> <p>こうした大規模災害が発生したとき、これまでの各地の社会福祉施設においては、地域の被災者の方々の避難所としての機能をはじめ、福祉施設の機能を活かした入浴や一時預かりなどのサービスを提供してきているが、ここ数年福祉避難所の設置が課題として急浮上していることもあり、福祉施設団体連絡会の許す範囲で協力できる受入調査を実施し、社会福祉施設での緊急時の体制づくりを推進するとともに、防災対策としての福祉避難所の設置について市へ提言を行い、システムづくりを推進する。</p>	
3	役割	施設	近年“イコールフッティング論”などで、社会福祉法人に対する税制上の優遇措置などへの批判もあることから、市内に所在する社会福祉法人等の会員相互の連携を図りながら、社会福祉法人としての公共性・公益性の創造や地域社会における役割の向上のための事業展開について研究協議し、実践活動につなげていくため自ら運営する施設を活用し、社協から呼びかけがあった大災害時において要援護者を支援する福祉避難所の一翼を担い、市等行政機関へも働きかけた。
		社協	これまで取り組んできた東大阪市社会福祉協議会の災害対応マニュアルにおける、施設活用による要援護者の支援拠点の必要性への提言を推進し、社会福祉法人の社会貢献事業として東大阪市社会福祉施設団体連絡会に福祉避難所の設置をはじめ、災害時要援護者の受け入れをする仕組みの構築を協働活動として取り組めるよう働きかけた。
4	活動による成果（または期待される成果）	<p>会員相互の災害に対する意識や役割を認識し、社会福祉法人である施設の社会貢献に寄与できた。</p> <p>また、市行政へ社会福祉施設を活用した福祉避難所設置の提言を行い、市長はじめ防災対策や健康福祉局の理解を得ることができ、社協、施設、関係部局の三者での協議がスタートするなど設置の見通しが具体化してきた。</p> <p>地域の校区福祉員会や各種団体にも福祉避難所の必要性が理解され、連携した災害時の取り組みが期待されるようになってきた。</p> <p>また、災害時への対応にかかる多くの整備課題も浮上し、具体的取り組みが可能となってきた。</p>	

平成19年12月13日

社会福祉施設長 各位

東大阪市社会福祉施設団体連絡会

- ・東大阪市福祉施設会
- ・東大阪市高齢介護施設会
- ・東大阪市私立保育会
- ・東大阪市障害児・者福祉施設連絡会

社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会

社会福祉施設における「災害時要援護者の受入等に関する調査」のご協力について

秋冷の候、貴施設におかれましては入所者・利用者の福祉向上のため日々ご奮闘のことと存じます。平素は、社会福祉施設団体連絡会並びに社会福祉協議会の運営、事業推進にご支援・ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、甚大な被害をもたらした阪神淡路大震災から12年余、地球温暖化の影響もあって集中豪雨や台風による自然災害をはじめ、能登半島地震、新潟県中越沖地震など近年大規模な地震も相次いでいます。また、東海・東南海・南海地震の前に発生すると言われている上町断層や生駒断層などの直下型地震では甚大な被害想定で、発生も時間の問題とまでいわれており、また最近の研究では東海・東南海・南海地震の3つの地震が連動して“超巨大地震”が発生する可能性まで示唆されています。

こうした大規模災害が発生したとき、これまで各地の社会福祉施設においては、地域の被災者の方々の避難所としての機能をはじめ、福祉施設の機能を活かした入浴や一時預かりなどのサービスを提供してきておりますが、ここ数年福祉避難所の設置が課題として急浮上していることもあり、福祉施設団体連絡会として、社会福祉法人の社会貢献事業として積極的に取り組むことになりましたので、施設の設備や機能の許す範囲でご協力いただきますようお願いいたします。

なお、大規模災害時には施設も大きな被害をうけている可能性もありますが、この調査では施設は大きな被害は受けずに済んだという想定でご記入いただきますようお願いいたします。

記

1. 調査事業名	社会福祉施設における「災害時要援護者の受入等に関する調査」
2. 調査実施主体	東大阪市福祉施設団体連絡会
3. 調査対象施設	福祉施設会、高齢介護施設会、私立保育会、障害児・者福祉施設会の会員施設
4. 調査期間	平成19年12月13日～12月25日
5. 提出締切り日	平成19年12月25日(火)
6. 提出問合せ先	東大阪市社会福祉協議会 〒577-0054 東大阪市高井田元町1-2-13 TEL. 06-6789-7201/FAX. 06-6789-2924 ※調査票のみをFAXでお送り下さい。

7. 記入上の注意

- 1) 1法人で複数の施設を経営している場合は、施設ごとに1枚のシートでご記入下さい。
- 2) 災害への備えについては今現在どうなのか、○か×で記入していただき、今準備中の場合などは備考欄にその旨お書き下さい。
- 3) 被災者の受入や福祉避難所として指定を受ける用意がある場合、16以下の設問にお答え下さい。
- 4) 17以下については、阪神淡路大震災などのような大規模災害の時に、地域の被災された方などを施設として受入可能かどうか検討して、事業毎に受け入れられる対象者と人数をお書き下さい。施設も被害をうける可能性もありますが、現状での想定（大きな被害は受けなかったという）でお願いします。
- 5) 受入可能かどうか○×で記入の上、受け入れ可能対象者は、「地域住民」「ひとり暮らし高齢者」「独力で身の回りのことができる高齢者」などと記入して下さい。
- 6) 受入条件は、施設の改修増築、設備や備品購入などのハード面ではなく、例えば「配食はボランティアにお願いしたい」や施設としての最低限の守ってもらわなければならないルールなどをご記入下さい。

参考資料

社会福祉法人社会貢献事業
社会福祉施設における「災害時要援護者の受入等に関する調査」

1.社会福祉法人名				2.理事長名		
3.福祉施設名				4.施設長名		
5.施設種別	1.保育所 2.児童養護施設 3.救護施設 4.知的障害児・者施設 5.身体障害児・者施設 6.精神障害者援護 7.養護老人ホーム 8.軽費老人ホーム 9.ケアハウス 10.ティーサービスセンター 11.特別養護老人ホーム 12.老人保健施設 13.その他					
	(〒) 東大阪市					
	TEL:		FAX:			
6.所在地	HPアドレス:					
	mail:					
		対象者		対象者		
7.定員	入所者	名	入所者	名	名	
	利用者	名	利用者	名	名	
	<施設の災害への備えなどについてお聞きします>			○×	備考（特記事項など）	
8.災害時対応の規程やマニュアルは整備されていますか？						
9.職員の参集体制や役割分担をしていますか？						
10.水や非常食を備蓄していますか？						
11.交通が遮断された場合など利用者・入所者の食料を確保する手段はありますか？						
12.他の施設と相互応援協定等を結んでいますか？						
13.地域住民の受入や地域からの応援を求める協定などを結んでいますか？						
14.災害時などに応援してくれるボランティア（グループ）はありますか？						
15.地域の被災者の受入は可能ですか？ → ○の場合16以下に進んで下さい						
16.福祉避難所の指定について同意しますか？ → ○の場合16以下に進んで下さい						
<受入可能なサービス等>		○×	受入可能な対象者		受入可能人数	
17.地域住民の避難の場として					名	
18.福祉避難所として災害要援護者受入					名	
19.お風呂の提供					名	
20.食事の提供					名	
21.一時保育					名	
22.配食サービス					名	
23.入浴サービス					名	
24.ティーサービス（通所介護）					名	
25.ショートステイ（短期入所）					名	
26.ヘルパー派遣（訪問介護）					名	
27.（ ）					名	
28.（ ）					名	
29.（ ）					名	
30.（ ）					名	
31.（ ）					名	
32.受け入れるための条件などがあればご記入下さい。						
33.施設連絡会や市行政、社会福祉協議会などに対する意見や要望があればご記入下さい。						

東大阪市福祉施設団体連絡会／東大阪市社会福祉協議会

送付先：FAX. 06-6789-2924（社会福祉協議会）まで、この用紙だけお送り下さい。（12/25切）

■ 高槻市民間社会福祉施設連絡会

1 活動名称	あんしんねっと あゆむ 「身近な福祉相談」	
	<p>対象者：市民 実施頻度：毎週1回</p>	
2 具体的内容	<p>「あんしんねっと あゆむ」の全体的な活動として、加入施設が各施設で取り組む相談事業に加えて、社会福祉協議会が設置している「総合福祉相談センター」において、社協が行う他の相談に加え、「身近な福祉相談」を実施。</p> <p>その場で回答できない相談内容や専門以外の領域などについては、あんしんねっとの連絡網で関係施設から回答を行うなどの方法により、すべての事案に対して適切な回答ができるようあんしんねっとあゆむ推進員を中心とした推進委員会やブロック会議、全体研修会を行っている。</p> <p>相談のほか、第1週には、看護師・保健師による血圧測定・健康相談、第4週には、障害者就労訓練の一貫としてハンドトリートメントによるアロマセラピーやハーブティのサービス、また、平成20年4月からは第3週に市人権擁護委員が相談員として新たに参加する予定。</p>	
3 役割	施設	市内を4ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれの拠点施設を設置し、「あんしんねっとあゆむ推進員」を選出し、推進員1人と保育・児童・障害・高齢の各部会から1名が相談員として、輪番で担当し、2名体制で実施
	社協	相談担当者への相談日の確認、連絡調整、留守番電話の内容確認、相談受付、受付相談結果の整理と統計作成
4 活動による成果(または期待される成果)		<p>市民に対しては、福祉施設は利用する人以外には閉ざされたイメージがあり、どのような事業を行っているかは、まだまだ知られていない現状である。</p> <p>あゆむ事業を行うことで、どこの施設でも業種以外の相談を気軽に出来るようになり、相談では、日頃から直接、利用者に接している職員から生のアドバイスができるようになった。</p> <p>施設間では、理事長や施設長だけでなく、ブロック会議や研修会により職員間の連携や日頃の業種別研修事業では聞くことができないさまざまな研修によって、職員の資質の向上が図れた。</p>

『あんしんねっと あゆむ』は 福祉の相談ができるんです。

保育・子育てのことは

保育園や児童養護施設等の
スタッフが対応
します。

障害に関する ことは

障害者施設のス
タッフや生活支援センター
の相談員が伺います。

介護・介護保険は

特別養護老人ホームのス
タッフやケアマ
ネージャーがお
聞きします。

生活相談など

各施設の経験豊か
な相談員が、適切
な機関をご紹介します。

施設相談員による相談会

(日時)
毎週 金曜日
13:00～15:00

(場所)
オーロラシティ高槻西武 6F
総合福祉相談センター

(その他)
費用は無料です。

「あんしんねっと あゆむ」とは

高槻市内の社会福祉施設が所属する高槻市
民間社会福祉施設連絡会所属の 52 施設で
は、福祉のセーフティネットを目指して「あ
んしんねっと あゆむ」の名称で身近な福
祉相談を各施設にて行っています。

施設職員による相談会にお越しのうえ
か、もしくは最寄りの施設（裏面参照）に
ご連絡ください。



高槻市民間社会福祉施設連絡会

住 所 高槻市桃園町 2-1
高槻市社会福祉協議会内
電 話 072(674)7497
F A X 072(661)4901

「あんしんねっと あゆむ」ブロック表

※下記施設でも、相談を受けられます。施設の種類に関係なく、お住まいの近くの施設にお越しください。

施設名	住所	電話	FAX
保育所			
ひむろこだま保育園	氷室町1-21-12	695-1516	695-4781
郡家保育園	郡家本町26-4	681-8246	681-3388
阿武山たつの子保育園	阿武野2-2-1	692-0306	692-0906
児童施設			
奈佐原寮	奈佐原元町28-2	696-0214	696-7520
健康の里	奈佐原933	696-0015	693-9737
希望の杜	奈佐原955	696-7033	696-7022
障害施設			
高槻温心寮	塚原1-9-1	696-0678	694-8092
萩の杜	大字萩谷14-1	699-0099	699-0130
わかくさ障害者作業所	郡家新町48-2	695-5566	695-5579
わかくさ第二障害者作業所			
共働倉花の会	南平台3-29-9	692-2859	693-3603
ジョブサイトひむろ	氷室町1-14-27	697-2234	697-2234
高齢施設			
高槻荘	郡家新町48-7	682-6652	686-2278
グリーン	奈佐原4-7-15	690-3331	690-3359
特別養護老人ホーム			
楓ノ木荘	塚原1-8-1	694-0716	693-8103

施設名	住所	電話	FAX
保育所			
日吉台保育園	日吉台1-25-1	689-9491	689-9493
梶原ピッコロ保育園	梶原1-6-15	682-7901	682-7080
浦堂保育園	宮之川原4-3-1	687-7237	687-7237
別所保育園	別所中の町3-15	685-1123	685-1263
芝谷聖ヶ丘保育園	芝谷町19-7	689-8720	689-8730
真上保育園	真上町3-3-1	683-5134	683-5123
高槻あいわ保育園	芥川町1-2-B-0114	682-4152	682-4153
児童施設			
聖ヨハネ学園	宮之川原2-9-1	687-0541	689-3623
障害施設			
三島の郷	大字原924-4	688-0768	688-0737
第一・第二やまびこ園	山手町2-2-1	681-5811	681-5818
友遊の里	大字田能小字宮ノ前 12-2	680-0222	688-9010
地域生活支援センター光	宮之川原2-9-1	680-1110	691-8300
高齢施設			
高槻黄金の里	黄金の里1-14-8	687-3681	687-3889
高槻ともしび苑	安岡寺町6-6-1	689-2772	689-2776
ミス・ブル記念ホーム	松が丘1-21-9	688-5138	688-4478
特別養護老人ホーム	大字田能字畠子谷 15-1	680-0001	680-0005
桜田の里			

JR東海道線			
保育所			
玉川橋保育園	玉川2-42-1	678-1532	678-7316
日輪保育園	牧田町7-58	695-6067	694-1063
柱本保育園	柱本新町10-1	678-6925	678-6926
南総持寺保育園	南総持寺町7-4	693-8531	693-8531
津之江さくら保育園	津之江町1-37-9	673-7015	675-2913
川添保育園	西町48-8	692-0185	692-1877
児童施設(ブロック担当)			
健康の里	奈佐原933	696-0015	693-9737
障害施設			
わかくさ南作業所	大字唐崎1277	679-3043	679-3044
サニースポット	富田町4-7-16	697-7080	697-7086
高齢施設			
れんげ荘	三島江4-38-7	677-5888	677-5929
特別養護老人ホーム ひばり苑	三箇牧2-20-3	679-1105	679-1166

JR東海道線			
保育所			
願行寺保育園	土橋町2-7	674-4041	674-5466
下田部保育園	登町1-1	671-9960	673-8039
藤の里保育園	藤の里町38-28	672-0124	672-0125
大手保育園	大手町2-28	676-1784	676-1996
ずし保育園	辻子3-53-1	676-3344	676-3318
大冠保育園	天川新町10-28	676-1064	675-1133
天川保育園	永楽町10-2	662-6700	662-6800
みやの愛光保育園	宮野町7-1	671-3308	671-3318
児童施設(ブロック担当)			
聖ヨハネ学園	宮之川原2-9-1	687-0541	689-3623
障害施設			
地域生活支援センター	城北町1-7-16 スキップ	662-4510	662-4700 リーベン城北201
高齢施設			
エイペックスひろの	前島1-36-1	669-5701	669-5709
特別養護老人ホーム 和朗園	井尻2-37-8	660-3600	660-3601
高槻けやきの郷	番田1-60-1	662-5888	662-5887
総合福祉施設出丸苑	出丸町4-62	676-2830	676-2868

IV. 地域貢献委員会等の設置に関する
アンケート（実施概要）

地域貢献委員会等の設置に関するアンケート（実施概要）

第1回、第2回委員会にて地域貢献委員会等の組織化に関するアンケートの実施について検討をすすめてきた。実施の概要については以下のとおり。

1. 実施目的

近年の複雑化した地域課題へ対応し、地域福祉の向上を目指すため、社協は地域の多様な事業主体と一緒に取り組みがますます必要となっている。市町村社協において地域貢献を目的とした福祉施設等の連絡組織（地域貢献委員会等）を設置することも重要な活動・取り組みのひとつであり、その組織化をいっそう推進していくため、府内市町村社協における設置に関する現状や今後の取り組み予定等を把握し、参考とする。

2. 実施期間

平成19年11月6日～11月16日

3. アンケート対象

府内41市町村社会福祉協議会

4. アンケート結果より

地域貢献委員会の有無に関わらず、社協（地区・校区福祉委員会を含む）と福祉施設による日常的な協働の取り組みや事業はすでに一定行われていることが分かった。しかし、日常的な協働の取り組みだけでなく、地域貢献委員会の意義をふまえたうえで組織化し、事業に取り組むことが重要となる。

多くの社協では、地域貢献委員会の設置について地域福祉を推進するうえで重要な取り組みであると考えているが、「人的余裕がない」「町村など小さい地域で施設数が少ない」「取り組み方法が分からぬ」といった理由により組織化が進みにくい状況にあることが分かった。また、地域貢献委員会設置の意義を理解できていないため、その必要性を感じていない社協もあった。

地域貢献委員会等の設置に関する アンケート結果・概要

平成19年11月実施
(回答41市町村社協)

1. 社協（地区・校区福祉委員会を含む）と福祉施設で協働の取り組みや事業を実施していますか。（※詳細はP.54～P.61参照）

・している 23 社協

⇒子育て支援：14 社協・障害者支援：13 社協・高齢者支援：14 社協・災害支援：3 社協・安心安全のまちづくり：5 社協・相談事業：9 社協・その他：10 社協

・していない 18 社協

2. 市町村内に福祉施設の連絡組織はありますか。
(重複回答あり)

有（社協が事務局）	11 社協
有（社協以外が事務局）	10 社協
なし	16 社協
把握していない	6 社協

3. 貴社協に地域貢献委員会等（地域貢献を目的とした福祉施設等の連絡組織）を設置していますか。

・している 5 社協（豊中市・吹田市・高槻市・摂津市・東大阪市）

・していない 36 社協

→設置予定 2 社協（池田市・交野市）

→設置する際に考えられる課題

- ①地域内でコミュニケーションをよくとれている施設がない 2 社協
- ②地域内に施設の数が少ない 2 社協
- ③人的余裕がない 12 社協
- ④取り組み方法が分からぬ 2 社協
- ⑤その他（やる意味が分からぬ・事業予算がない・地域貢献活動を行うことに対する施設と社協に温度差がある）

4. 福祉施設等が地域貢献活動をすることについて貴社協の考え方をお聞かせください。

回答あり 34 社協

「4. 福祉施設等が地域貢献活動をすることについて貴社協の考え方をお聞かせください。」の回答

社協の役割等	<ul style="list-style-type: none"> 施設が地域に貢献していくためノウハウ提供や仕組みづくりについて、社協への期待が高まっており、その期待に即応していくことが必要 福祉施設が社会貢献をするには社協のフィールドを活用することが適當 施設側も市社協や地域とのネットワークを望んでおり、その役割を果たしてもらうためには、市社協がコーディネートを行うことが必要である 施設も地域の資源として地域貢献活動に取り組む必要性は高く施設が地域と連携して活動していくける橋渡しを社協としていければと考えている 地域における福祉施設の活動については積極的に社協として関わるべきだと思う 地域福祉を推進する施設団体等の取りまとめ役として、社協が音頭取りをして（主導して）施設の社会貢献活動を推進することは重要な役割
福祉施設等が地域貢献活動をすることの重要性等	<ul style="list-style-type: none"> 地域に開かれた施設となるには良いことだと考える・活動されることにより地域の福祉力の向上につながる・福祉施設等との連携、強化をより一層深めていくことが重要 地区（校区）福祉委員会が実施する活動とうまく連携することにより、委員会活動の拡充が望める。 地域の中で広く認知されている福祉施設との連携を強化することは、地域福祉推進のために不可欠であり、地域住民・団体等からの協力を得る第一歩として最も重要な活動だと思う 地域の中での活動が主となるので地域貢献活動を行うことは大切である。 福祉施設等が地域貢献活動をすることは、地域福祉活動が充実することで、助かる要援護者にとってプラスになる。 地域福祉を推進するにあたり、福祉施設（特に社会福祉法人）が地域における極めて貴重な社会資源であることは明らかである。 地域福祉を推進するうえで福祉施設連絡会は存在意義があると認識している。また、組織構成会員制度によって福祉施設の会員加入が促進され、社協と施設との連携が強化された。
地域貢献委員会の設置や施設等との連携に関する課題等	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人以外にもNPOや企業などの施設もあるなかで社会福祉法人だけの社会貢献委員会を作ることは困難。また、施設にとってのメリットばかりが先行する場合も多く、社会貢献の取組みの啓発や情報提供も大切と考える。 様々な分野の施設に対しどのような形で関わるのか、またどのような形で会議や連絡会等を持つのかということについては要検討。 人的余裕がなく、この地域貢献委員会の設置については社協設立の大前提である地域福祉の推進を図るということでは必要であると考えられるが、本市社協においてはなかなか重い課題となっている状況 CSWや地域包括支援センターの社会福祉士は業務が社協のコミュニティーウーカーと重なる部分も多く、協働多くの場面でしている。業務としての地域貢献と、普段から地域貢献として施設が地域向けの講座、イベントなどを開催している所との違いはどの様に考えれば良いのか？ 市においては福祉施設の地域化（社会化）や地域貢献のあり方、地域福祉を推進するにあたっての役割などの議論は未だされていない。現在、福祉施設（社会福祉法人）にCSWを配置していることもあり、配置施設がCSWの果たしてきた役割を精査するとともに地域福祉推進における仕組みづくりの一翼を担ってほしいと考える。 町域で狭いという地域の特性上、事業所も少なく地域貢献委員会等が馴染むのかどうかを含めて、今後府内他市町村の動向を勉強して検討したい。 地域貢献活動の実態は、施設として福祉の専門性を生かし地域に貢献していくことの意義、あるいは社協においても公益性・公共性の高い社会福祉法人でありながら、何が社協の地域社会貢献活動であるのかが明確化されていないため理解できていない。これらが要因となり、福祉施設と社協の協働の仕組み創りや地区福祉委員会との連携による地域貢献活動に対する展開が、具体的にイメージ（福祉施設連絡会＝地域貢献委員会等）できていない現状がある。

V. 設置に向けた手順

1. 設置済社協における成り立ち事例

吹田市社会福祉協議会施設連絡会

交野市社会福祉施設地域貢献連絡会

摂津市社会福祉施設地域貢献委員会

東大阪市社会福祉施設団体連絡会

2. 地域貢献委員会組織化の手順

3. 会則モデル

1. 設置済社協における成り立ち事例

すでに地域貢献委員会を設置している4市における成り立ちの事例を紹介。

東大阪市については、以前より市内の施設間の連携、親睦などを図るために設置していた施設の連絡組織から平成17年6月に新たに組織化した事例。

吹田市社会福祉協議会施設連絡会 組織化までの成り立ち

組織化に至った経緯	平成16年10月頃	<p>【呼びかけ人】社福法人・介護保険施設（理事長）1人、社福法人・保育所（園長）1人、社福法人・介護保険施設（施設長）2人、社福法人・障害（常務理事）1人、左同（施設長）1人</p> <p>【目的】吹田市社協に参画する施設経営者が緊密に連携し、地域課題に取り組み、地域福祉の向上に寄与する。</p>
組織化の必要性を感じた理由		<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設は、地域との関わりを強化したいとのことだが、施設側の現状は異業種間の交流が希薄である。まず、施設の側が業種を超えて交流できる組織をつくり、地域ごとに交流していきたいと考えた。 ○吹田市社協の組織構成会員をもって、施設連絡会を設置する。
設立準備会・その他		社協・施設
準備会4回開催	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ①府社協の「一施設一社会貢献運動」の推進 ②先進事例調査結果 高槻、東大阪、堺 ③府社協の施設部会 ④老人福祉施設における社会貢献事業実施要綱
平成16年10月から平成17年4月まで	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡会の概要（案） 目的：吹田市社協に参画する施設経営者が緊密に連携し、地域課題に取り組み、地域福祉の向上に寄与する。 構成：吹田市社協組織構成会員で、社会福祉施設を営む法人 質疑：今、施設間のつながりがない。社協がとりもってくれればありがたい。企業、NPO法人の参加をどうするか ⇒ 徐々に広げていくことが良い。
	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ①連絡会設置要綱（案） 構成：吹田市社協組織構成会員で、施設を営む法人 役員：幹事9人は当面、児童3人、高齢3人、障害ほか3人で構成。 年会費：1施設2,000円。事業経費は別途徴収。 質疑：数事業所を持つ法人は、1会員で加入か、事業所単位で加入か。 ②設立総会に向けて、発起人、加入案内、日程、次第、記念講演等を協議。 確認事項：発起人代表者、講師は府社協事務局長を通じて依頼、講演には施設職員・地区福祉委員も出席可。
	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ①設立総会次第 設立趣旨：地区福祉委員会との協働・連携を視野に入れた地域貢献活動の創設を目的とする。 ②設立発起人から、入会・総会出席の案内文書 ③吹田市社協会長から、連絡会支援の文書
設立総会		<p>平成17年6月14日開催 出席者：33施設、50人。</p> <p>総会次第 開会、設立発起人代表あいさつ、発起人紹介、来賓あいさつ（吹田市社協会長、府社協事務局長）。</p> <p>議事：議長選任、連絡会設置要綱制定、17年度事業計画、役員選出、役員あいさつ</p> <p>記念講演：坪山孝（桃山学院大）、「施設の地域貢献と地区福祉委員会との連携」</p>
組織化の際の課題		<p>連絡会の構成は、「社会福祉施設を営む法人」とするかどうか ⇒ 介護保険施設が除外される。 ⇒ 「施設を営む法人」とすることで、株式会社、有限会社、NPO法人も対象とした。</p>

吹田市社会福祉協議会施設連絡会設立趣意書

国の進める社会福祉基礎構造改革を初めとする諸改革によって、施設福祉を取り巻く環境も大きく変わりました。近い将来にはすべての福祉領域にわたって利用者本人が自由に選択し、契約するサービスメニューを株式会社も含めた各法人で競争原理に基づき提供する姿も想定されています。今日まで福祉の公的責任の役割を担ってきた社会福祉法人も経営感覚を厳しく問われる時代となって参りました。一方、地域福祉においては自助・互助を基本にした住民による助け合いの福祉活動が重要視されています。

そこで、吹田市社会福祉協議会で組織構成会員制度が導入され、福祉施設を経営する事業所の加入者数も50近くになったことを契機に、地域の住民組織である地区福祉委員会との協働、連携を視野に入れた地域貢献事業の創造などを目的とした吹田市社会福祉協議会施設連絡会を設立し、地域住民と共に歩む福祉施設として厳しい情勢を切り拓いていきたいと考えております。設置目的、組織、事業などについては、吹田市社会福祉協議会施設連絡会設置要綱（案）を別添のとおり定め設立総会でご承認をいただきたいと考えております。

つきましては、設立趣旨にご賛同いただき、吹田市社会福祉協議会施設連絡会にご入会いただきますようお願ひいたします。

平成17年5月吉日

代表設立発起人	寿楽荘施設長	竹見孝之
設立発起人	旭ヶ丘学園園長	武内慎吾
設立発起人	のぞみ福祉会施設長	平形恒雄
設立発起人	さつき福祉会常務理事	鈴木英夫
設立発起人	シャロン千里施設長	坂上信子
設立発起人	吹田みどり福祉会理事長	菊池繁信

吹田市社会福祉協議会施設連絡会設置要綱

1. 本要綱は、吹田市社会福祉協議会施設連絡会（以下、「施設連絡会」という。）の設置と、その運営に関して必要な事項を定める。
2. 施設連絡会は地域福祉推進の中核組織である社会福祉法人吹田市社会福祉協議会（以下、「吹社協」という。）に参加する施設経営者が緊密に連携し、様々な地域の課題に協働して取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
3. 施設連絡会の構成員は、吹社協組織構成会員で施設を営む法人とする。
4. 施設連絡会に次の役員を置き、任期は2年とする。
 - (1) 幹事 9名（総会で選出。幹事会を構成。）
 - (2) 監事 2名（総会で選出。事務・会計の監査。）
 - (3) 幹事会で幹事の中から会長1名を選出し、会の代表とする。
 - (4) 幹事会で幹事の中から副会長を1名を選出し、会長の補佐とする。
5. 施設連絡会の事務局は、吹社協事務局内に置く。
6. 施設連絡会の事業年度（会計年度）は、4月1日に始まり、翌年3月31日までを1事業年度とする。
7. 施設連絡会の会議は、次のとおりとし、構成員の過半数の出席で会議は成立し、出席者の過半数で案件の承認とする。
なお、会議の議長に対する議決の委任状は、出席とみなす。
 - (1) 総会（予算・決算・事業計画・事業報告の審議と承認、要綱の改廃の承認、幹事・監事の選出等。年1回の開催。）
 - (2) 幹事会（事業計画等の検討、立案。）
 - (3) 臨時総会（緊急を要する重要案件につき会長が召集。）
8. 施設連絡会の会費は、年間、1施設2,000円とし、主にこの会の事務的経費に充て、事業実施に必要な経費は、別途徴収出来るものとする。
9. 施設連絡会の入退会は、本要綱に定める要件に合致する施設はすべて会員とし、吹社協組織構成会員となった日を入会日とし、組織構成会員でなくなった日を退会日とする。

10. 施設連絡会は、次の事業を行う。

- (1) 施設間の情報交換、交流活動の推進。
- (2) 地域貢献事業の創造と実践研究。
- (3) 専門講座等施設職員の資質向上のための研修。
- (4) 地区福祉委員、民生児童委員との連携。
- (5) 施設の専門性を地域に還元、福祉情報の提供。
- (6) 施設間、施設と地区福祉委員会との協働による地域福祉活動の推進。
- (7) その他施設事業の向上、地域福祉の充実発展に寄与する事業。

11. 施設連絡会は、必要に応じて、業種別会議、専門会議を設置することが出来る。

12. 本要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、会長が定める。

付 則

本要綱は、平成17年6月14日から施行する。

付記

本要綱の施行日以前に、すでに組織構成会員である施設については、施設連絡会入会を承諾された日をもって入会日とする。

交野市社会福祉施設地域貢献連絡会 組織化までの成り立ち

組織化に至った経緯	平成18年11月頃	<p>〔呼びかけ人〕社会福祉法人 施設長（高齢者施設） 〔目的〕地域の社会福祉法人がその存在意義を地域にアピールしていくとともに、地域福祉の推進に地域住民とともにとりくみことを目的とする。 〔経緯〕平成18年11月に高齢者施設のN施設長より、社会福祉施設が種別を超えて結びつき、地域に貢献できる存在になるための形を作りましょうと説明をされたことがきっかけとなる。その後、N施設長が各種別の社福法人の代表に説明し、その代表が各施設に説明をして趣旨についてほぼ賛同されることが確認された。また同時進行として、N施設長と社協次長がすでに設立している市の情報等から、どのような形にしていくかを数回に亘り検討した。その後、平成19年10月に正式に準備委員会を立ち上げる。</p>	
		<p>住民から社会福祉法人が必要とされることを目指していくために、施設間での連携を深め、地域住民とともに地域福祉の推進を促す時期と考えた。</p>	
設立準備会・その他 準備会4回開催 平成19年10月から平成20年1月	第1回	施 設	社協・施設
	第2回	施設各種別の代表者が市内の各施設	<ul style="list-style-type: none"> ・設立の趣意について ・会則について ・計画についての検討
	第3回	へ設立趣旨の説明を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・会則及び趣意書の確認 ・役員について ・総会の内容について検討 <p style="text-align: right;">↑ 施設代表者と 社協次長による 検討。</p>
	第4回		<ul style="list-style-type: none"> ・参加対象団体の確認 ・会則等の確認 ・事業計画、総会内容について <p style="text-align: right;">↓</p>
設立総会	<p>平成20年1月22日</p> <p>一部 設立総会（出席者：高齢施設7、障害者施設3、保育園7、社協 合計18施設）</p> <p>二部 記念講演会（出席者：会員18施設、民生児童委員、校区福祉委員長等）</p> <p>三部 懇親会（出席者：会員18施設、校区福祉委員会民生児童委員会正副会長、行政等）</p>		
組織化する際に課題となった事項等	<p>交野市社協は地域包括支援センターを受託しているので、高齢施設との連携は常時あるが、障害、保育の施設との連携は初めてであり、各種別の代表のご理解ご協力がなければ実現しなかったかもしれない。今後、地域の中で各種別の社福法人が本会を通して共通の働きをし、全社福法人が組織的につながっていける体制づくりができる契機になる。その事務局を交野市は社協が持つこととなったが、同等の立場で地域の課題を明確にする作業に取り組んでいきたい。</p>		
工夫した点	<p>役員の任期は、2年としているが再任されても最大2期までと説明し、参加施設が人ごとでなく積極的に参画できるようにと考えている。</p>		

交野市社会福祉施設地域貢献連絡会設立趣意書（案）

介護保険制度の導入以降、社会福祉の分野にはこれまで関連のなかった株式会社や業種の枠を越えた法人が参入し、福祉サービスを提供する主体が多様化するという状況を生み出しました。これまで主たるサービス供給主体として活躍している福祉施設へもこれらの影響が大きいものがあります。

このような状況において、多くの住民からは、より身近な生活圏域である「地域」において、安心して安全に暮らしたいという声をきいております。

この課題を実現する為、社会福祉協議会をはじめ、地域の社会福祉施設においては地域福祉活動等に積極的に取り組まれていますが、いずれも関係機関の連携と協働と共に住民参加が基本であり、地域のさまざまな社会福祉施設、団体が一致協力することが求められています。交野市内において福祉施設を経営する社会福祉法人と社会福祉協議会が連携し、それぞれの機能を生かした活動を開展することが新たな共生社会を育み、また地域コミュニティの創造及びパートナーシップの形成につながり、地域住民とともに歩む地域福祉の推進を促す専門機関としての新たな役割を創出していくことであり、地域に対する社会貢献に結びつくものと考えております。

つきましては、交野市社会福祉施設地域貢献連絡会の設立についてご賛同いただき、ご参画をいただきますようお願いいたします。

平成19年12月吉日

設立発起人	交野市社会福祉協議会会长	富田 利一
設立発起人	特別養護老人ホーム天の川明星施設長	西田 孝司
設立発起人	やわらぎ授産所施設長	竹内 亘
設立発起人	藤が丘保育園園長	東口 房正

交野市社会福祉施設地域貢献連絡会 会則

(趣 旨)

第1条 交野市内における社会福祉施設と社会福祉協議会が連携し、様々な地域福祉課題に協働して取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的に、交野市福祉施設地域貢献連絡会を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(事 業)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 相互の情報交換、交流活動
- (2) 地域福祉の推進に関する事業
- (3) 地域貢献、社会貢献に関する事業
- (4) 地域住民との交流、協力に関する活動
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第3条 連絡会は、社会福祉法人が運営する交野市内の社会福祉事業所をもって構成する。

2 連絡会に参加する者は、各施設単位での参加とし、施設長もしくは代理の職員とする。

(役員及び任期)

第4条 連絡会に次の役員を置き、その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名

2 欠員により補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務及び選出)

第5条 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 幹事は、連絡会の運営を補助する。
- 4 役員は、会員の互選により選出する。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、社会福祉協議会内に置く。

(経 費)

第7条 連絡会の事務的経費については、社会福祉協議会において負担するものとする。ただし、事業の実施に関して必要となる経費等は、その都度協議の上、徴収するものとする。

(会 議)

第8条 連絡会の会議は、必要に応じて開催する。

(その他)

第9条 その他連絡会の運営について必要な事項は、連絡会に諮り、これを定める。

附 則

この会則は、平成20年 1月22日から施行する。

摂津市社会福祉施設地域貢献委員会 組織化までの成り立ち

組織化に至った 経緯／組織化の必要性を感じた理由	平成18年3月頃	<p>〔呼びかけ人〕 社会福祉法人 施設長（保育施設）</p> <p>〔目的〕 大阪府社協の市町村社協ヒアリング等による設立の説明を受けた結果により設立</p>
設立準備会・その他 平成18年3月から平成18年11月		社協・施設
	懇談会	<p>平成18年3月6日 (8法人14人、社協3人) 「新たな地域福祉活動のための懇談会」 (テーマ 社会福祉施設と社会福祉協議会の協働による地域福祉の推進について)</p>
	第1回	<p>平成18年7月3日 (8法人18施設19人、社協3人) 「(仮称) 福祉施設連絡会設立準備会」 内 容 ~ (仮称) 福祉施設連絡会の設立について</p>
発起人会		<p>平成18年11月13日 (発起人4人、社協2人) 「摂津市福祉施設地域貢献委員会(施設連絡会)設立発起人会」 内 容 ~ 設立趣意書について・会則について・総会について</p>
設立総会		<p>平成19年1月30日</p> <p>内 容 会則について・役員について・事業計画について</p> <p>出席者 15施設より15人、社協3人 合計18人</p>
組織化する際に課題となった事項		<p>具体的な事業展開をどうするかの指標等がない。社会福祉法人のみか施設経営その他の法人を包含するかについて意見があった。組織の必要性等の温度差が施設間で非常に大きかった。</p>
工夫した点		<p>会費等の負担を考え、小規模作業所経営の法人を含まないが、市全体の事業展開等を検討した結果、法人(施設)の種別を超えた9法人20施設での設立とした。</p>

摂津市社会福祉施設地域貢献委員会（施設連絡会）設立趣意書

社会福祉法の制定以降、社会福祉の分野にはこれまで関連のなかった株式会社や業種の枠を越えた法人が参入し、福祉サービスを提供する主体が、多様化するという状況を生み出しました。これまで主たるサービス供給主体として活躍している社会福祉施設へもこれらの影響は大きなものがあります。

このような状況にあって、多くの住民の方々からは、より身近な生活圏域である「地域」において、安心して安全に暮らしたいという願いがあります。これらの実現には、地域住民の参加を基本とした連携や協働が重要であり、地域の社会福祉施設をはじめ関連する組織・団体が一致協力することが求められています。

今日の地域福祉は、地域のニーズを地域で受け止め、地域で解決していくこうとする大きな動きがあり、それをサポートするように、行政によって地域福祉計画が策定され、社会福祉協議会においても地域福祉に関して計画づくりが行われています。

摂津市内において社会福祉施設を経営する法人と社会福祉協議会が連携し、それぞれの機能を生かした活動を展開することが、新たな共生社会を育み、地域コミュニティの創造、パートナーシップづくりにつながり、これらのことことが地域に対する社会的貢献に結びつくものと考えております。

つきましては、摂津市社会福祉施設地域貢献委員会（施設連絡会）の設立についてご賛同いただき、ご入会をいただきますようお願ひいたします。

平成19年1月4日

設立発起人	千里丘愛育園 園長	高岡國士
設立発起人	とりかい白鷺園 施設長	園田謙雄
設立発起人	みきの路 施設長	下村良一
設立発起人	社会福祉協議会 会長	梶村源二

摂津市社会福祉施設地域貢献委員会（施設連絡会）会則

（趣旨）

第1条 摂津市内における社会福祉施設と社会福祉協議会が連携し、様々な地域福祉課題に協働して取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的に、摂津市社会福祉施設地域貢献委員会（施設連絡会）（以下「連絡会」という。）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 相互の情報交換、交流活動
- (2) 地域福祉の推進に関する事業
- (3) 地域貢献、社会貢献に関する事業
- (4) 地域住民との交流、協力する活動
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

（構成）

第3条 連絡会は、摂津市内の社会福祉施設と社会福祉協議会をもって構成する。

2 連絡会に参加する者は、各施設単位での参加とし、施設長もしくは代理の職員とする。

（役員及び任期）

第4条 連絡会に次の役員を置き、その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名

2 欠員により補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務及び選出）

第5条 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 幹事は、連絡会の運営を補助する。
- 4 役員は、会員の互選により選出する。

（事務局）

第6条 連絡会の事務局は、社会福祉協議会内に置く。

(会費)

第7条 連絡会の会費は、年間1施設あたり5,000円とする。ただし、事業の実施に関して必要となるその他経費等については、その都度協議の上、別途徴収することができるものとする。

2 会費にかかる会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会議)

第8条 連絡会の会議は、必要に応じて開催する。

(その他)

第9条 その他 連絡会の運営について必要な事項は、連絡会に諮り、これを定める。

附 則

この会則は、平成19年1月30日から施行する。ただし、会費については、平成19年4月から始まる会計年度より徴収する。

東大阪市社会福祉施設団体連絡会（平成17年6月～）組織化までの成り立ち

連絡会を組織化する前の形態・目的	<p>東大阪市では、昭和46年に民間保育園が組織化され「東大阪市私立保育会」が33施設で設立した。次いで昭和51年に児童福祉法、老人福祉法、生活保護法による入所施設15施設が連携と親睦、施設の向上、入所者の福祉充実を図るため「福祉施設会」として設立された。その後、福祉施設会は平成18年に高齢者対象施設が分離し、32施設からなる「高齢介護施設会」を設立した。またその間、平成17年に東大阪市が中核市となることをきっかけに、平成16年には障害児・者関係施設を有する8法人が、「障害児・者福祉施設会」を設立し、法人が個別に行ってきました活動を尊重しながらも、障害者が安心して暮らせるための福祉施策の充実などを話し合えるネットワーク化を図ってきた。</p>
新たに組織化することとした目的・組織化に至った経緯	<p>平成16年10月、東大阪市が中核市に移行することを契機に、社会福祉法人が相互に連携を深め、地域社会における役割向上をめざすとともに、行政諸機関との緊密な連携を図るために設立準備委員会を設置し、翌年平成17年6月に3つの施設の会からなる社会福祉施設団体連絡会が設立した。この会は、市内社会福祉法人のほぼ全員が加盟している。</p> <p>近年“イコールフッティング論”などで、社会福祉法人に対する税制上の優遇措置などへの批判もあることから、市内に所在する社会福祉法人等の会員相互の連携を図りながら、社会福祉法人としての公共性・公益性の創造や地域社会における役割の向上のための事業展開の必要性を認識したため、共有できる目的づくりができるかと組織化に至った。</p>
組織化する際に社協としてはたらきかけた事項、施設からはたらきかけられた事項	<p>〔社 協〕社協組織構成会員である各社会福祉法人施設会に組織化の働きかけを行う高齢者や障害者、児童等利用対象が違う施設が協働した取り組みができる集合体を組織化し、法人での取り組みの限界を組織化で乗り越えていくことをアピールした</p> <p>〔施 設 か ら〕各施設会で連絡会設立への方向に向けた意志表示を表明</p>
連絡会を組織化する前の形態との変更事項	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な役員会議の開催 ・合同職員研修会の開催 ・府・市等との連絡調整・情報提供の共有、協働 ・社協との連絡調整、協働
新たに組織化したことによる成果（または期待される成果）	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設会独自の運営を尊重しつつ、社会福祉法人の社会への貢献にむけて情報交換や話し合える機会（会合）をつくれるようになった。 ・定期的な会議により、各施設会の連絡調整や社会福祉のあり方や予算確保にむけた運動を行うことができるようになった。 ・各施設会の枠を超えた社会貢献事業の取り組みが可能となった。

東大阪市社会福祉施設団体連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、東大阪市社会福祉施設団体連絡会（以下「連絡会」という。）という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会事務局内に置く。

(目的)

第3条 連絡会は、東大阪市内に所在する社会福祉法人等の地域社会における役割の向上を図り、社会貢献事業などにより地域福祉を推進するため、会員相互及び行政諸機関との緊密な連携を図ることを目的とする。

(組織)

第4条 連絡会は、東大阪市内に所在する社会福祉事業を営む社会福祉法人等をもって構成する次に掲げる各団体の会長及び副会長等（各団体3名以内）により組織する。

- ①東大阪市私立保育会
- ②東大阪市福祉施設会
- ③東大阪市高齢者介護施設会
- ④東大阪市障害児・者福祉施設連絡会

(会長及び副会長)

第5条 連絡会に、会長1名及び副会長若干名を置く。

- 2 会長及び副会長は、連絡会の会員の互選による。
- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし再任は妨げないが、会長については2期4年を最長とする。
- 6 会長及び副会長が欠けた場合における補欠の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

2. 地域貢献委員会組織化の手順

市町村社協における地域貢献委員会の組織化する際は、以下のStep1～3と会則モデル、実際に組織化をすすめた社協の成り立ち事例（P.26～P.39）を参考にすすめる。

Step.1 社協と施設代表者との顔合わせ

社協と施設代表者とで顔合わせをする。

- 互いの情報交換や地域貢献委員会組織化に向けての意思確認を行い、今後の日程や具体的な進め方について確認する。
- 法人（施設）代表者は、中心となって地域貢献委員会の設置を進めていくことのできる法人（施設）（＝地域貢献委員会設置の意義を理解しており、積極的である施設）や地域で中心となっている法人（施設）の施設長など、社協は会長・事務局長・幹部職員や担当者が望ましい。可能であれば、法人（施設）代表者は高齢・障害・児童等施設種別ごとの代表者を選出する。各法人（各施設）の代表者に目的・趣旨を理解してもらい、積極的な参画を促す。
- 可能であれば、小地域ごとに関係者の懇談、交流の場を設定する。また、必要に応じて、すでに事業に取り組んでいる他市の実践事例を把握する場を設定する。

こんな場合は・・・

- ◇地域貢献委員会の設置を積極的に進めていくことのできる施設がどこか分からず。コミュニケーションをよくとれている施設がない。
 - ⇒ 大阪府社協施設福祉部各部会は市町村社協と協働して地域貢献委員会の設置を推進しているため、部会員施設はその意義を理解し、すすめていこうという施設が多い。各市町村で地域貢献委員会設置に向けて積極的な施設の推薦や紹介など大阪府社協より情報提供をすることも可能。
- ◇小さい地域で施設数が少なく、すでに連携もとれているので組織化の必要性がない。
 - ⇒ 施設数に関係なく小さい地域であっても地域貢献委員会の組織化は意義のあること。単なる連携・協働ではなく、地域貢献委員会設置に必要な要素を付加したものを組織化する必要がある。また、1法人が複数地域にまたがって施設を経営している場合は、隣接地域で一体的にすすめる、施設が属する市町村ごとで会員となる、等を法人代表者と話し合い、状況に応じて決定する。

Step.2 結成準備会

発起人となる法人（または施設）代表者と社協（会長・事務局長・担当者）とで設置へ向けての準備会を行う。発起人は、法人の代表者や施設長で施設種別ごとに最低1名ずつを選出するのが望ましい。

準備会における決定項目・検討項目 (会則モデル参照)

- 会の目的、会名の決定

社会福祉法人として本来持っている役割、使命を果たし、地域住民や関係機関とも連携・協働し、地域福祉の向上をすすめる主旨を含む。また、前述の主旨を含めているものであれば「地域貢献委員会」という名称にこだわる必要はない。

- 会則・趣意書の作成と決定
- 役員（会長・副会長・幹事・監事等）とその任期任期を2～3年で定め、会員である全法人（ま

たは施設)が主体的に事業展開をできるよう、役員を決める。

□財源(会費・予算)、事業計画

会員から会費を徴収し、会の財源と位置づけて予算化する。

□事務局の位置づけとその役割の明確化

あくまでも主体は会員。企画・運営等を事務局(社協)が行うのではなく、役員を中心とした法人(施設)が主体となって地域貢献活動をすすめるよう、立ち上げの段階で役割を明確にする。社協としてもそうなるよう働きかけていく。また、役員に事務局長を位置づけてもよい。(事務局長の役割は会議や行事における司会・進行

など)

□発起人会・設立総会の期日・内容の決定

発起人会や総会での報告は、事務局(社協)だけで担うのではなく、役員も含めて報告ができるよう事務局(社協)と役割分担をしておく。

準備会と並行して行うこと

□会員となる施設への呼びかけ

組織構成会員を中心に呼びかける。そのときに社協だけが動くのではなく、各法人(施設)の種別代表者が中心となってそれぞれの種別施設に呼びかける。

Step.3 発起人会・設立総会の開催

□発起人会の開催

趣意書の確認と総会に向けての具体的準備を行う。

□設立総会の開催

全会員施設と事務局出席のもとに開催する。(必要に応じて来賓を招く)

総会次第例:発起人代表あいさつ、設立経過の

説明、会則の承認、役員の選出、

事業計画・予算(案)について

設立総会後に地区福祉委員や民生児童委員などを招いて地域貢献をテーマとした講演会や小地域ごとの懇談会、交流会を開催し、今後の取り組みへつなぐ。

地域貢献委員会設置に必要な要素

設置に際し、以下の3項目を全て含んでいるものを地域貢献委員会と位置づける。

すでに市町村内に施設連絡会等施設・事業所の連絡調整機関がある場合は、以下の要素を付加することで地域貢献委員会として新たに組織化することもできる。

□社会福祉法人としての存在意義を示す

福祉制度・施策に関する社会的背景や生活環境の変化等の動向をふまえ、社会福祉法人として本来持っている役割、使命を果たし、地域住民や関係機関などとの連携・協働をすすめ、地域福祉の向上を目指すという旨を目的や趣旨等に必ず付加する。(地域貢献委員会の意義 P.8~P.9 参照)

※目的や趣旨は前述のとおりであるが、実際の

会員は社会福祉法人と限らず、その趣旨に賛同する法人であれば多様な法人の参画も可能とする。

□法人単位または施設単位での参画

施設の職員単位で事業に参画するのではなく、法人単位(施設単位)を会員とし、その単位で展開していくことができる事業を行う。

□地域貢献を目的とした実施事業

地域貢献を目的とした会員である法人(施設)全てが一体となって取り組む事業を計画し、実施する。

3. ○○（市・町・村）地域貢献委員会 会則 モデル

（名 称）

第1条 本会は○○（市・町・村）地域貢献委員会という。

※注）名称は、各市町村社協と会員となる法人（施設）との話し合いによって決定する。地域貢献委員会設置に必要な要素（P.41）を付加しているものであれば、「地域貢献委員会」という名称にこだわる必要はない。

（事務局）

第2条 本会の事務局は○○社会福祉協議会内におく。

（目 的）

第3条 本会は、○○（市・町・村）内の社会福祉施設間相互の連絡調整、交流ならびに社会貢献事業への協力等を図り、地域福祉の推進ならびに施設福祉の充実・発展に努めることを目的とする。

（構 成）

第4条 本会の会員は、○○（市・町・村）内に所在する社会福祉施設から構成する。

※注）会員例：「社会福祉法人が運営する社会福祉施設」「組織構成会員で施設を営む法人」など市町村によって会員構成を決定する。

（事 業）

第5条 本会は前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

①会員相互の情報交換、研鑽、交流の推進

②地域貢献に関する事業

③地区福祉委員会、民生児童委員との交流、連携、協働に関する事業
④社会福祉施設の発展に関する事業
⑤その他本会の目的達成のために必要な事業

（会 費）

第6条 本会の会費は、年間1施設○○円とし、主にこの会の事務的経費に充て、事業実施に必要な経費は別途徴収できることができるものとする。

（役員および監事）

第7条 本会に次の役員をおく。

会長1名 副会長○名 事務局長○名
幹事○名 会計○名 監事○名
2. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
4. 事務局長は、年間行事を立案し、会議等の議事を記録する。
5. 幹事は、本会の運営を補助する。
6. 監事は、本会会計を監査する。
7. 役員および監事の任期は○年とし、再任を妨げない。また、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
8. 役員および監事は、会員の互選により選出する。

（会 議）

第8条 本会の会議は、総会及び幹事会（その他名称例：役員会・部会等）とする。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回以上開催し、会長がこれを召集する。

2. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状も有効とする。

3. 総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

(幹事会) (その他名称例：役員会・部会等)

第10条 幹事会 (その他名称例：役員会・部会等) は、会長、副会長、事務局長、幹事、会計、監事をもって構成し、会長がこれを召集する。

(会計)

第11条 本会の会計は、会費、寄付金などの収入によって運営する。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。(ただし、本会発足年度については本会発足から翌年3月31日までとする。)

(会則の変更)

第12条 この会則の変更については、総会の承認を必要とする。

(その他)

第13条 この会則に定めのない事項は、幹事会 (その他名称例：役員会・部会等) において定める。

附 則 この会則は平成〇年〇月〇日から施行する。

VI. 各施設連絡会施設関係者のコメント

高槻市民間社会福祉施設連絡会	会長 山元 謙氏
東大阪市社会福祉施設団体連絡会	会長 辻本 謙嗣氏
吹田市社会福祉協議会施設連絡会	会長 熊井 茂治氏
摂津市社会福祉施設地域貢献委員会(施設連絡会)	会長 高岡 國士氏
交野市社会福祉施設地域貢献連絡会	副会長 西田 孝司氏

高槻市民間社会福祉施設連絡会

会長 山元 譲

昭和 60 年 3 月、全国に先駆け異業種の施設が市民福祉の向上に役立とうと高槻市社会福祉協議会のもとに集い、活動することになりました。

当初は 20 施設ほどであったのが、現在では 52 施設が保育・児童・障害そして高齢の 4 つの部会に分かれ、相互に情報交換を図りスキルアップに努めたり、ノウハウを活かしたネットワーク事業を推進し、福祉を取り巻く諸問題の解決を「あんしんねっと あゆむ」を通して図っています。

「あんしんねっと あゆむ」の活動も事業開始 4 年目を迎え、18 年 3 月からは「身近な福祉相談」を毎月 2 回から現在、毎週金曜日に「オーロラシティ高槻西武」内にある社会福祉協議会「総合福祉相談センター」にて各施設の機能を生かした相談活動につなげています。

相談業務の中で、まだまだ他人の手を煩わせることや恥ずかしさなど抵抗感を持つ人たちが多くいます。そのためにも実施日の拡大と窓口体制、メニューの充実が必要です。それには各施設の情報交換や情報の共有化、各施設スタッフとの意思の疎通を図り、活動に取り組んでいくことだと考えています。

また、今後は地区福祉委員を巻き込んで地域社会で福祉施設が人と人のつながりを大切にし、施設機能を地域に開放して施設の専門技術や情報を地域住民に伝えていくことが必要だと思います。

東大阪市社会福祉施設団体連絡会

会長 辻 本 謙 嗣

東大阪市社会福祉施設団体連絡会は、平成17年4月に設立致しました。

当連絡会は、東大阪市域にある福祉施設会、高齢者介護施設会、私立保育会、障害児・者福祉施設連絡会が、これまで行ってきた各施設団体独自の活動の枠を超えて、社会福祉法人としての立場で会員相互また行政との連携を図りながら、公共性、公益性の創造や地域貢献への取り組みを進めていくために結成されたものです。

母体である各団体は、これまでも東大阪市社会福祉協議会と連携を取りながら事業を推進するとともに、社協の組織構成会員として地域での施設活動に取り組んできました。

しかし、平成17年4月に東大阪市が中核市に移行し、法人の監査指導の多くの部分が大阪府から東大阪市に移行されたことから、行政との連携をこれまで以上に密にするために各施設団体を統括する組織が必要となり、市の健康福祉部と社会福祉協議会が呼びかけ、4団体との1年余りの協議を得て福祉施設団体連絡会が発足致しました。

現在では、行政機関と監査方針・概要の説明や改善策等についての協議をおこない、行政からの積極的な情報提供を促しております。

また、市に対する予算要望、社会福祉についての提言もおこなっております。

今後、社会福祉法人の役員や施設職員に対する研修や情報の収集・提供に力を入れるとともに、施設が相互に連携を図りながらより良き活動のできる環境づくりにも取り組んでいきたいと考えております。

社会福祉法人が地域社会で認知され、より重要な役割を担えるように、社会貢献事業として近年取り組みを進めている「災害時における要援護者の受け入れ」などについても検討・協議を推進しております。

吹田市社会福祉協議会施設連絡会

会長 熊井茂治

施設連絡会は、児童・高齢者・障害者の福祉施設の情報交流のほか、長年、国の福祉施策の一端を担ってきた社会福祉法人が、介護保険法の制定以来、國の方針転換により、株式会社等の法人とも競合していかねばならなくなつたことから、改めて社会福祉法人の役割・存在価値を認識してもらうことも大事な目的です。しかし、地域住民との協働を進める上では、NPOや株式会社等とも連携し、同じネットワークの中で事業を行う方が、より地域福祉の充実に適うことから、社会福祉法人にこだわらない吹田方式の施設連絡会となりました。

福祉施設の社会（地域）貢献は、地域に根差すことが基本となります。地域の財産として地域住民に支持される存在とならなければなりません。過去から蓄積してきた専門領域を地域に還元することが地域貢献の第一歩になります。

そこで、地域貢献をより効果的に推進し、地域福祉の向上に寄与するためには、地区福祉委員会という地域福祉の実践組織を持つ社会福祉協議会との連携・協働は、絶対不可欠です。市社協を通しての地区福祉委員会や異業種施設との協働事業ということで地域住民に浸透させることができが、より可能になります。このことから社協に事務局を持ってもらうことの意義があり、市社協も施設の専門性を自らの事業にも生かせることができます。

全市民的な取組みに広げていくためにも、社協の企画力と組織力は必要です。施設連絡会と市社協との協働関係は、将来的にも長く継続されるべきものと考えております。

摂津市社会福祉施設地域貢献委員会(施設連絡会)

会長 高岡國士

社会福祉基礎構造改革以降、福祉制度の措置から契約への移行、福祉サービス提供主体の多様化をはじめ、福祉分野を取り巻く環境は大きく変化しています。社会福祉施設に与える影響も大きく、社会福祉法人が自らの存在意義を改めて問い合わせ直すべき時代になっていています。また、地方分権による市町村への権限委譲の動きがあるなかでは福祉分野も例外でなく、地域の課題は地域で解決していくべきという動きに変わってきています。複雑・多様化した様々な生活課題が増えるなかで住民が安心・安全に暮らすことのできる地域を創造していくためには、住民参加を基本として社会福祉施設や関連する組織、団体などが一致協力することが求められています。

地域貢献事業についても、これまで地域福祉活動で実績のある社協と専門性のある社会福祉施設が互いに連携して事業を展開することで、より効果的に実現され、一層の地域福祉の向上につながるものと考えております。このような状況のなか、摂津市においては社会福祉施設と社協が協働して地域の様々な課題に取り組み、地域福祉の向上に寄与するため、平成19年1月に地域貢献委員会の設置に至りました。これまでの取り組みとして、市の行政計画の周知徹底や民生・児童委員及び校区福祉委員にも参加いただき地域福祉の講演会を開催し、地域貢献について住民と共に学び考える機会を設けてきました。今後は、会員施設と地域住民との関係を強め、具体的な実践へつなげていきたいと考えております。

これからの中は、地域福祉の推進役である社協と社会福祉施設との連携や信頼関係の強さがますます意義のあるものとなり、社協のリーダーシップに期待しています。その両者の協働による実践が可能な地域貢献委員会の取り組みが府内全域で広まることを願います。

交野市社会福祉施設地域貢献連絡会

副会長 西田孝司

交野市地域貢献事業連絡会が平成20年1月24日に発足いたしました。今後は市内の全ての社会福祉法人が地域福祉へ視点をおいた活動に取り組んで行くことになります。

これまで市内の福祉施設においては、種別毎に連絡を取る機会はありました
が横の繋がりはほとんどなく、市社協との関係でさえも希薄でした。設立の切っ
掛けになったのは福祉を取り巻く環境が大きく変化し、社会福祉法人の存在価
値が問われていること、更に今後の地域福祉を行政だけでは担いきれない状況
が予測されることです。市内の各法人が共通の認識を持っていることが分かり
連絡会の設立にいたりました。

大阪府内で同様の組織化が進んでいますが、交野市の特徴としては、社協の
中に事務局を置いていることだけではなく、1会員として社会福祉協議会を含
んでいるということかもしれません。社会福祉協議会の役割は地域福祉の推進
にあり、公的な役割を持っています。また福祉施設はそれぞれに高い専門性を
持っています。本来、地域福祉を担う社会福祉協議会と福祉事業の担い手であ
る社会福祉法人が一つの組織として取り組むことは非常に意義があり、それぞ
れの機能を地域のために有機的に活用することは、社会福祉に携わる法人とし
て本来的な活動であると考えた結果です。

今後は福祉活動を通じて地域社会に貢献できる具体的な取り組みを行うとと
もに、その活動の和が広がることに期待をいたします。

む す び に

施設連絡会の組織化についてはこれまで、各市町村ごとに民間施設を組織する『民間施設協議会（仮称）』を設置し、事業経営者の全数参加を推進していく」という取り組みを、「大阪府下市町村社協強化指針」のなかで提案してきました。しかしながら、結果的には、高槻市社協、東大阪市社協など少數の実践に留まり、府内全体としては組織化になかなか結びつかないまま数年が推移しました。

その理由の一つとしては、種別の異なる福祉施設どうしでは課題が異なり、同じテーブルにつく意義が見出せにくかったということ。また、社会福祉協議会としても、福祉施設との日常的なつきあいが今の時代に比べて薄く、地域福祉の推進における施設連絡会の組織化について、積極的意義を深めることができなかったという状況にありました。

その後、平成12年に社会福祉法が制定され、地域内におけるあらゆる福祉活動者・事業者や団体等との連携・協働による地域福祉の推進が提唱されるなか、府内の社協では、そのことを具体的に実践していく仕組みとして、それまでも提案してきた「組織構成会員」制度をすべての社協で導入することを呼びかけました。現在、府内すべての社協において制度は導入され、当該市町村の福祉施設についても加入の働きかけがされました。吹田市社協では、これら施設会員を基盤に施設連絡会が生まれ、本報告書のとおり、これまでにない社協と施設による地域福祉の展開が進み始めています。

検討委員会では、吹田市社協を始め、数社協の実践を通して、なぜ「施設連絡会」が必要なのか、今後の地域福祉の推進における意義・役割について議論を重ねました。かつて、施設連絡会の組織化がなかなか進まなかった時代から、今日の社会福祉法人を巡る状況は、大きく変化してきています。昨今の施設における地域福祉への積極的な取り組み姿勢を見るとき、地域福祉の推進団体である社協は、その変化を充分認識し、早急に取り組むべきではないかという意見が本委員会で出されました。そして、社協だからこそ、多種多様な施設機能と地域の結び役になれるということで一致しました。

しかしながら、団体・組織間の協働のむつかしさ、調整の苦労はあります。そのため、地域福祉の推進という共通のキーワードを、社協と施設が常に確認し合いながら取り組んでいくことが大切です。その手法は、本報告書で示す基本パターンに沿って取り組むところ、また地域事情に応じて柔軟に取り組むところもあるでしょう。それら各市町村の実践を交流し合い、組織構成会員制度に統いて、施設連絡会の全市町村組織化が早急に実現することを願ってやみません。

平成20年3月

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

資料編

- ・地域貢献委員会等の設置に関するアンケート結果
(アンケート項目1 詳細版)
- ・福祉おおさか掲載資料
- ・委員名簿

地域貢献委員会等の設置に関するアンケート 「1. 社協（地区・校区福祉委員会を含む）と福祉施設で協働の取り組みや事業をしていますか」の回答

テーマ 「子育て支援」	具体的な内容	開催頻度	成果・課題	
			①1回のみ実施	②年度を限度に定期的に実施
1 北京	A：校区内の保育所、幼稚園が子育てサロンの支援を行う（ブル提供・職員派遣）B：子育て支援ネットワーク会議を中心に子ども部会を作つネットワーク会議を実施（幼稚園、保育所、主任児童委員、子育てアドバイザー、校区福工委員会、市社協、地域支援保育士、保健師など）開催 C：敬老の集いやふれあいサロンなどに保育所・幼稚園などが交流に来る。	A-③、B-③、C-④	取り組みの成果・課題について具体的にご記入ください。	地域福祉ネットワーク会議の中に子ども部会を作つネットワーク会議を持つことで、校区単位の子育てマップの作成や、共同イベントの実施など様々な活動が広がる。
2	保育所の一室を子育てサロンの会場として使用	③		・保育士から指導を受けることができる ・地域の人が保育所に関心を持つようになる ・サロンの運営を専門職に頼るようになる（課題）
3	A地区で民間福祉施設を会場として子育てサロンを実施している他の、B地区、C地区では遊具、講師の派遣していただき協働で子育てサロンを実施している。	③		専門職に協力してもらうことで、福祉委員・参加者ともに安心感を得られ、育儿に対する不安や課題を早期に発見・対応できる。
4	地区が行う子育てサロンに、保育園が保育士を毎回派遣	③		毎回、紙芝居の読み聞かせやリトミックを行うことで、参加者が増加することともに、定期的な開催が可能になった
5	・子育てサロンに地元保育園の保育士が参加・地元幼稚園をサロン会場に使用（2カ所）	③		（成果）施設と地元住民との距離が縮まった（課題）取り組みが一部地域のみ
6	子育てサロンへの保育士派遣	④		参加者からは場所提供型が望まれている。
7	町立作業所の一室に、福祉事務所分室（貸部屋）	③		
8	地域集会所や福祉施設（保育所等）の一室を子育てサロン開催の拠点として使用したり保育士が各種相談に対応	④		福祉施設社協や校区福祉委員会との連携が深まった
9	福祉施設の一室を借用し子育てサロンの拠点として使用	③		校区で対応できない専門分野でのフォローが行き届いた
10 河北	NPO法人地域協働保育所、CSW、民児協、福祉委員会と共催で地域で子育て支援事業を開催。今後はボランティア養成講座も開催予定。	④		成果・「子育ては親子の問題でなく、地域支援が必要」という理解が深まりつつある。課題・理解は深まっているが、子育てボランティアの成り手が不足している。
11	A 子育て支援センター主催の会議への参加。 B 子育てサークル事業への参加	A は③ B は④		子育て支援施策と校区サロンネットワークが構築できる。
12 河南	各地域の福祉委員会活動の場で子育てサロンが展開されている	③		高齢者サロンのみに留まらず子育てサロンを実施するところが増えている。
13	保育所と七夕祭り等行事に参加し、子どもたち、父兄と交流等	③		地域での福祉委員会の認知度が増加。
14 泉州	子育てサロンの実施されていないマンションにてCSWと協働でイベントを開催	④		隣近所のつきあいができる、マンション敷地内の公園の設置につながった。

テーマ 「障害者支援」	具体的な内容 左記テーマの取り組みについて具体的な内容をご記入ください。	開催頻度 「①1回のみ実施 ②年度を限度に定期的に実施 ③年に応じて実施的 ④必要に定期的に実施 ⑤その他」	成果・課題	
			取り組みの成果・課題について具体的にご記入ください。	
1	A:民生委員や、校区福祉委員会の研修会に講師として協力 B:障害者施設の農園を校区福祉委員会活動に提供 C:障害者の作業所を組織化して福祉の店なかもを共同運営 D:校区福祉委員会のイベントにスタッフとして参加している。	A-④、B-③、C-③、D-④	福祉の店は、駅前の店舗を借りることができる恒常的な販売経路として、又福祉啓発の場として市民に広く知られている。又、小学校の教科書でも紹介されている。施設での取組みの格差がある。	
2 北摂	A地区、B地区、C地区内の障害者施設とともに協働でボーリング、バスツアー、もちつきなど障害者（児）交流事業を行っている。吹一地区では障害者サロンに取り組んでいる。	(3)	地域住民への障害者に対する理解を深める啓発の機会と障害者が地域で安心して暮らせるための触れ合いの良い機会となっている。しかし、どこに障害を持つ方がおられるのかの把握が難しく、地域で埋もれている課題の掘り起こしが課題。	
3	①盲養護老人ホームが市内の視覚障害者におせち料理を配食 ②障害者授産施設の利用者が地域清掃を実施	(3)	施設と団体との連携、年末の見守りができている	
4	・市社協ボランティア講習会で施設職員が講師参加（対象は市民全般）	(4)	(成果) 施設のPR 障害者の課題の啓発（課題）取り組みが単発的	
5	社会協や校区福祉委員会が開催する福祉講座等に講師として福祉職員が参画	(4)	福祉施設と社会協や校区福祉委員会との連携が深まった	
6	校区福委員会を対象に身体・知的・精神障害の施設職員による研修会の開催や施設見学を実施。	(4)	成果・・3障害に対する理解は深まりつつあり、3校区で障害のある方との交流を図った。課題・・個別の支援。	
7 河北	精神障害者理解促進事業 市内の各校区福委員会を対象に、校区ごとに指定し、精神障害者への理解を深めるための研修会を実施	(3) 平成16年度より 毎年3校区で実施	当事者や医師、施設職員で企画運営し、福祉委員に対して、正しい障害者理解の機会としての成果がある。課題としては、福祉委員会の主体的な取り組みとしての実践には繋がっていない。	
	精神保健ボランティア講座 2市の共催として、市内の障害者施設や当事者、行政と企画運営し実施	(1) 年度内に1回	当事者と参加者の交流を企画に盛り込みながら実施してきた。施設にも主体的に企画に開わることで、現場のニーズを講座に反映させてきた。16年度より実施してきたが、毎年参加者が減少傾向であることが課題。	

テーマ 「障害者支援」	具体的な内容		開催頻度 「①1回のみ実施 ②年度を限つて実施 ③年一度を限らずに定期的に実施 ④必要に応じて実施 ⑤その他」	成果・課題 取り組みの成果・課題について具体的にご記入ください。
	具体的な内容	開催頻度		
8 河南	障害者が通所する施設等に対し、軽作業等の就労の機会をもつてもうい社協との交流を深めている	(4)	イベントでの粗品や、車の洗車等、特別の場合を取り組む場合を除き障害者施設の就労活動を利用している。	
9	①全体行事に障害者センターに通所している方を招待している。 ②障害者授産施設等への見学	(3)	福祉委員の方も障害者センター等に関心がでてくるようになり、見学会を開催した。	
10	小学校の福祉教育で、学校、施設、社協が協働して、子どもたちに障害者理解の講話をを行ったり、施設利用者との交流を行ったりしている。	(4)	地域の子どもたちが自分の暮らす地域にある障害者施設のことを知ると共に、利用者と交流することで、日常的なつながりができる	
11	大阪府の補助事業について、CSWと協働で実施	(4)	現在、継続して取組中である。	
12 泉州	1.福祉作業所販売センター二バル 市内の福祉作業所（8ヶ所）が協働して日頃の製品を企業で販売をする。市・社協が運営を支援。	(3)年に数回	今年度新規事業。従来の「福祉関係者」を対象にしたものから一般市民を対象にした取り組み。バラバラに活動していた作業所が協力して一つの店を運営した。（3日間）販売場所はオーケワが協力。今後は常設のセルプロジェクト運営を目指す。	
13	ガイドヘルパーボランティア養成講座を施設で実施	(4)	ボランティアを養成することで施設へも派遣できる。	

テーマ 「高齢者支援」	具体的な内容 左記テーマの取り組みについて具体的な内容をご記入ください。	開催頻度 〔①1回のみ実施 ②年度を限度に定期的に実施 ③年度を限度に応じて定期的に実施 ④必要に応じて実施 ⑤その他〕	成果・課題	
			取り組みの成果・課題について具体的にご記入ください。	
1	A：保育所が校区福委会員会の給食サービスや配食に協力している。 B：グループホームが認知症理解の映画会を実施 C：認知症の学習会を校区福委会員会と共催で開催 D：施設の開催する居酒屋デイを地域にも案内して交流している E：介護相談員フェアを校区福委会員会と共催している F：校区福委会員会事業への人的支援 G：校区福委会員会に会場や物品の提供 H：校区福委会員会のふれあいサロンや敬老の集いなどに施設の利用者が参加している。	A—③、B—①、C—②、D—③、E—③、F—④、G—④、H—④	地域福祉ネットワーク会議の中の高齢部会でのつながりや、グループホームの運営推進会議などに校区福委会員会が参画することにより連携が広がっている。現在は施設利用者も地域の人として地域事業への参加を積極的に促している。ただし、校区福委会員会福委会員会を資源としてのみ考えている施設と施設が地域貢献しようという施設との差が拡大している。	取り組みの成果・課題について具体的にご記入ください。
2	福祉施設のデイルームでふれあいサロン開催	(3)	・地域の高齢者と入所者との交流 ・施設職員のノウハウを地域に提供 ・地域での施設の認知度が上がる	
3	北摂 社協実施の「傾聴ボランティア講座」の会場を民間施設で行い、受講生の体験実習の際、入所者に協力をいただいている。	(4)	ボランティア講座受講生に活動のイメージがつき易くそのまま活動につながることが多い。	
4	①地区が介護老人施設の施設、設備を利用していきいきサロンを実施 ②地区が開催するひとり暮らし高齢者の会食会に高齢者の送迎バスを運行 ③施設の栄養士が会食会の献立ならびに調理の指導	(3)	①設備は有料利用であるが、コミュニティセンターと平行して体力づくりのサロンができている ②遠隔地の公民館まで国道を歩いていたため、危険であったが、参加者が増加した ③市社協でも献立集を作成し地区に配付しているが、施設と連携が出来ている地区においては長年施設の栄養士が派遣され、献立の作成や実地指導で共同ができる	(成果) 地域の資源として認識がされ始めたこと (課題) 取り組みが一部地域のみ
5	校区の講習会に施設職員が講師参加	(4)		
6	河北 A：いきいきサロン（陶芸教室、組みひも教室） B：高齢者施設行事のボランティア活動	A—③毎月第3水曜日 B—④必要に応じて実施	・障害者施設とその地域の地区福委会員会と共催で実施、施設の設備を活用 ・高齢者施設が実施する行事にその地域の高齢者が参加するとともに地区福委会員会がボランティア協力	福祉施設と社協や校区福委会員会との連携が深まつた
7	社協や校区福委会員会が開催する福祉講座等に講師として福祉職員が参画	(4)		
8	在宅介護支援センター連絡会の事務局	(3)	施設との協力事業を開催しやすい	

「高齢者支援」 テーマ	具体的な内容	開催頻度	成果・課題	
			「①1回のみ実施 ②年度を限度として実施 ③年度を限度に定期的に実施 ④必要に応じて実施 ⑤その他」	取り組みの成果・課題について具体的にご記入ください。
9 河南	包括支援センター職員が小ネットや老人クラブ町会自治会等の拠点に行き介護予防教室を実施	(3)	福祉委員会や老人クラブ等依頼があれば隨時対応し好評である。どんどん体操を社協がつくり全市的に広げていく予定	「①1回のみ実施 ②年度を限度として実施 ③年度を限度に定期的に実施 ④必要に応じて実施 ⑤その他」
10 河南	A：高齢者施設への見学会の開催 B：イベント等のボランティア参加	A—① B—③	地域にある施設に対象者と見学に行くことで、知識の向上や対象者の老後の不安解消となつた。地域での福祉委員会の認知度が増加。	「①1回のみ実施 ②年度を限度として実施 ③年度を限度に定期的に実施 ④必要に応じて実施 ⑤その他」
11 泉州	地域主催のいきいきサロンや地域リハビリで施設職員が転倒予防の講話や健康体操を行ったり、レクリエーションを担当している。(CSWとしての関わり)	(3) (地域による)	地域住民の高齢者福祉や介護予防に対する関心が高まり、ボランティア研修などで施設見学などを行う機会が増えている。	「①1回のみ実施 ②年度を限度として実施 ③年度を限度に定期的に実施 ④必要に応じて実施 ⑤その他」
12 泉州	福祉委員会開催のサロンに福祉施設職員が講師として参加。介護予防のお話しや健康体操を行っている。	(4)	福祉施設には給食の調理及び配達の協力により実施している。	「①1回のみ実施 ②年度を限度として実施 ③年度を限度に定期的に実施 ④必要に応じて実施 ⑤その他」
13 泉州	ひとり暮らし高齢者を対象に給食サービス事業を行っており、福祉施設には給食の調理及び配達の協力により実施している。	(3)	各校区、サロンによつて異なるがCSWや地域包括と協働しながらサロンを開催している。	「①1回のみ実施 ②年度を限度として実施 ③年度を限度に定期的に実施 ④必要に応じて実施 ⑤その他」
14 泉州	A：ふれあい配食サービス事業（9月まで） 平成9年度から市内の高齢者施設に調理を委託している。 B：地域リハビリ活動 福祉施設専門職が地域に出向いて校区主催の地域リハビリ活動に参加する。食事の提供も有。	A—②週3回 B—③月1回	地域の福祉施設の社会貢献活動として実施した。また、配食サービスを通じた安否確認活動において土日・夜間などの対応やネットワーク協力員になつてもらつた。	「①1回のみ実施 ②年度を限度として実施 ③年度を限度に定期的に実施 ④必要に応じて実施 ⑤その他」

テーマ 「災害支援」	具体的な内容		開催頻度 〔①1回のみ実施 ②年度を限度に定期的に実施 ③年度を限度に定期的に実施 ④必要に応じて実施 ⑤その他〕	成果・課題 取り組みの成果・課題について具体的にご記入ください。
	北摂	左記テーマの取り組みについて具体的な内容をご記入ください。		
1 北摂	ケアつき避難所を福祉マップで紹介している。	(1)		
2 北摂	防災訓練の車椅子体験コーナーを施設職員が担当	(4)	(成果) 地域との接点づくりが広がった への地域貢献の意識づけ	(課題) 施設側
3 河北	災害時要援護者避難支援事業の推進にあたりケアマネジャー等との連携。災害時に福祉避難所に依頼。	(3)	福祉施設と社協や校区福祉委員会との連携が深まった	

テーマ 「安心・安全の まちづくり」	具体的な内容		開催頻度 〔①1回のみ実施 ②年度を限度に定期的に実施 ③年度を限度に定期的に実施 ④必要に応じて実施 ⑤その他〕	成果・課題 取り組みの成果・課題について具体的にご記入ください。
	北摂	左記テーマの取り組みについて具体的な内容をご記入ください。		
1	高齢・障害・児童施設が子ども110番の家として協力している。	(3)		
2	施設のハンディキャブを使って、車椅子利用者を安価で病院に送迎	(3)		
3	防災訓練の車椅子体験コーナーを施設職員が担当	(4)	(成果) 地域との接点づくりが広がった への地域貢献の意識づけ	(課題) 施設側
4 河北	子どもも110番の受入れ施設に依頼。青少年を守る会に参画。	(4)	福祉施設と社協や校区福祉委員会との連携が深まった	
5 河南	福祉委員や組織構成会員などが子どもも見守り活動をしている	(3)	見守り活動は登下校の子どもの安全を確保し、児童と高齢者とのコミュニケーションの良い機会となっている	

テーマ 「相談事業」	具体的な内容		開催頻度 〔①1回のみ実施 ②年度を限度に定期的に実施 ③年度を限らずに定期的に実施 ④必要に応じて実施 ⑤その他〕	成果・課題 取り組みの成果・課題について具体的にご記入ください。
	左記テーマの取り組みについて具体的な内容をご記入ください。	福祉なんでも相談窓口の相談室を校区福祉委員会に提供している。 ふれあいサロン時に施設のケアマネが参加者向けの相談窓口にな る。		
1 北摂	社協と施設連絡会あんしんねっとあゆむが共同で、毎週金曜日PM 1：00～3：00 「身近な福祉相談」を施設職員の輪番制で西武百貨店内の社協相談室で行っている	(3)	(5)	・要介護状態になる前段階で専門職の指導をうけられる ・施設職員のノウハウを地域に提供
2 河北	校区内施設職員が校区の行う相談所の相談員になつている 介護相談会を開設し、ピアカウンセリングを実施	(3)	(3)	件数は、徐々に増えているが、相談室が百貨店の中にあるので、もつど気軽に相談できるよう、啓発が必要である
3 泉州	いきいきネット相談支援センター主催の「福祉まるごと相談」で、施設職員(CSW)と社協地区担当者が協働で市民からの相談を受けている。(場所は市民センターなどの公的機関)	(3)	(2)、(4)	1つの地域では毎月開催、またいくつかのサロンでは不定期に開催
4 河南	心配ごと相談に司法書士相談を組み入れ総合相談を強化。包括、権利擁護含め社協全体で相談を受け付けている	(4)	(4)	拠点での相談に留まらずアウトリーチ体制は強化され、地域住民のみではなく関係機関からの相談も多い
5	社協の心配ごと相談に民間福祉施設協議会より相談員が選出され	(3)	(3)	身近な地域での相談ケースが上がりやすくなる、専門職同士のネットワークが広がっているなどの成果が見られるが、当事業への市民への認知度が低く、今後啓発が必要。
6				
7				
8				
9				

テーマ 「その他」	具体的な内容		開催頻度	成果・課題
	左記テーマの取り組みについて具体的な内容をご記入ください。 〔①のみ実施、②年度を限度に定期的に実施、③年度を限度に応じて実施的、④必要に応じて実施、⑤その他〕			
1	掲示板や街角ボランティアボードの設置に協力	(3)		〔①1回のみ実施、②年度を限度に定期的に実施、③年度を限度に応じて実施的、④必要に応じて実施、⑤その他〕
2	福祉委員会と施設が地区別に懇談会や研修会を実施。			取り組みの成果・課題について具体的にご記入ください。
3	福社会事業・ふれあい広場事業に実行委員として参画している	(4)		
4		(1)毎年7月に1週間 くらいに分けて訪問		
5	校区の行う各種会議の場所として施設を使用	(4)		
6	地域福祉活動計画推進委員会 地域福祉活動計画推進作業委員会 平成19年度3月に発行した活動計画を実践し、推進するために推進委員会を設置。推進作業委員会は2ヶ月に1回実施している。	(3)年度内6回		地域が抱えている課題や日常の活動を施設に理解してもらいながら、専門職として地域にどう貢献できるか協力して検討中。
7	イベントへの参画	(1)		
8	介護講座の実技指導。 地域ボランティア講座講師。	(4)		
9	精神保健福祉ボランティア養成講座を、行政と施設と社協で共催	(3)		
10	夏に地域住民を対象に、施設・地域住民とが一緒に夏祭りを実施	(3)		
	A：福祉施設に配置されているCSWとの協働事業や校区福祉委員会活動支援などで連携している。 B：施設ボランティア研修会 ボランティア派遣などに関する施設ボランティア担当者の研修会。また、社協、施設、ボランティアの交流の場。	(3)		地域での個別ケース支援や地域組織支援などに社協CWと協働して取り組んでいることや市全域における地域福祉に関する事業を協働している。

府社協

福祉施設と市町村社協 初の懇談会

連携・協働の具体化めざす

府社協の50年の歴史上、初ともなる福祉施設と市町村社協の懇談会が9月30日、社会福祉指導センターで開催され、関係役員など44人が出席しました。

この懇談会は、福祉施設の社会貢献事業の取り組みを契機に、経営者部会の提案で行われたもので、市町村社協と福祉施設が地域福祉の実現をめざして協働連携する第一歩として、相互の意見交換を行うために開催しました。

この懇談会は、福祉施設の社会貢献事業の取り組みを契機に、経営者部会の提案で行われたもので、市町村社協と福祉施設が地域福祉の実現をめざして協働連携する第一歩として、相互の意見交換を行うために開催しました。

はじめて、市町村社協のアンケート結果を市町村社協事務局長会の葛城隆男会長が報告。小地域ネットワーク活動やボランティアの育成、地域福祉権利擁護事業など事業面での協力、理事、評議員への就任や会員になるなど組織運営面での協力など組織運営面での協力状況などを報告しました。

続いて、福祉施設経営者部会の菊池繁信事務局長から地域貢献事業を明確にしていく方針を述べた後、福祉施設のアン

のアンケート結果を市町村社協事務局長会の葛城隆男会長が報告。小地域ネットワークの拠点づくり、社協と施設の人事交流や研修の取り組みが紹介されました。

ケート結果（中間集計319施設回答分）を報告。

老人施設部会では、基金の創設による経済的な支援事業の計画や、小地域ネットワークの拠点づくり、社協と施設の人事交

流や研修の取り組みが紹介されました。

児童施設部会では、地

域団体との連携（3割）、住民のための福祉活動支援（4割）、地域担当職員の配置（6割）など積極的な関わりの報告がありました。

当職員の配置（6割）な

ど積極的な関わりの報告がありました。

また、各種別部会から紹介。その他、各部会の発表があり、市町村社協からも、施設連絡会の事務局

今後も市町村社協ごと



セルフ部会の取り組みや課題を報告する平野美佐子副部会長。
福祉施設と市町村社協の懇談会で

(福祉おおさか 平成17年4月1日号)



高槻市社協・民間社会福祉施設連絡会の20周年記念式典

3月11日、高槻市内の民間社
会福祉施設47施設、市関係者な
ど約70人が参加して、施設連絡
会の20年を振り返り、20周年記念
式典と祝賀会を開催しました。

を推進する「あゆむ」を発表
「あんしんで あんぜんな まち
づくり ゆるやかに ゆめあふ
れる むすびつき つながり」を
スローガンにシンボルマークを決
める投票も行いました。

福祉施設、9障害児者施設、11高齢者施設がそれぞれの専門性を發揮しながら地域での住民二・三に対応するセーフティネットの構築

本香憲会長（山元議長）は、「児童虐待や高齢者虐待問題について施設の専門性を生かし、地域の人々への支援に結びつけていきたい」と抱負を語り、施設相互の一層の連携や地域住民の協力によって、地域福祉の推進役を担うことを誓いました。

高槻市社協 民間社会福祉施設連絡会 「あんしんねっとあゆむ」で総合相談 20周年を記念して

20周年を記念して

(福祉おおさか 平成17年7月1日号)



吹田市社協施設連絡会の設立総会

吹田市社協(景山義絵会長)は6月14日に施設連絡会の設立総会を行い、活動を開始しました。昨年10月から、組織構成会員で福祉施設を経営する有志6人が、昨今の厳しい情勢を切り開くため、地区福委会との連携、協働も視野に入れ、地域貢献事業の創造を主たる目的とした施設連絡会の準備を進めてきました。

連絡会設立の準備に当たつては、堺、東大阪、高槻の先進各市社協の調査を行い、府社協からの助言も受けて、事業や組織運営の骨格を煮詰め、要綱には「地域福祉の向上に寄与する」ことを謳っています。

連絡会設立の準備に当たっては、堺、東大阪、高槻の先進各市社協の調査を行い、府社協からの助言も受けて、事業や組織運営の骨格を煮詰め、要綱には「地域福祉の向上に寄与する」ことを謳っています。

趣旨に賛同し、入会した福祉施設は、特別養護老人ホーム、保育所、障害者施設など45施設。総会当日は33施設50人が出席し、設置要綱、事業計画の策定、役員の選任を行いました。設立発起人は全て役員に就任し、初代会長には、竹見孝之・寿楽荘施設長、副会長には熊井茂治・千里山やまで学園園長が就任しました。

総会後の記念講演には地区福祉委員会役員の参加も得て88人が出席。坪山孝・桃山学院大学教授が「施設の地域貢献と地区福祉委員会との連携」について話し、「施設連絡会の目的にも適った内容で、明日からの実践に繋がるもの」と好評でした。

市社協関係者は「早速、地区福祉委員会との懇談など具体的な計画づくりに取りかかる」と意欲的に話していました。

施設連絡会をスタート

吹田市社協

高槻市民間社会福祉施設連絡会
社会福祉協議会は創設20周年
を記念して、9月4日に高槻市総合センター及び周辺において「あんしんねつとあゆむフェスティバル」を開催しました。

当施設連絡会は、本年4月から構成メンバーである民間の48社会福祉施設により安心できる福祉のセーフティネットを組み、日常生活の身近な相談から福祉の専門相談を開始しています。



あんしんねつとあゆむフェスティバルのシンポジウム

今回の取り組みは、地域住民のニーズに対応するために「あんしんねつとあゆむ」の名称を広く示や抽選会も行われました。

フェスティバルに1500人

あんしんねつとあゆむ

知つてほしい、また社会福祉施設のことでも知つてもらいたい福祉の相談に気軽に来てほしい、との願いを込めて開催されたものです。全体をとおした参加者は約1500人。

フェスティバルに参加した住民は、午前は屋外での模擬店で楽しみ、午後は勇壮な高槻太鼓の演奏の後にメインイベントであるシンポジウム「あんしんとあんぜんなまちづくり」今、民間社会福祉施設で出来ること」に聴き入っていました。コーディネーターには梅花女子大学の玉置好徳講師を迎える、シンポジストは保育園、情緒障害児短期治療施設、知的障害者更生施設、特別養護老人ホームなどの職員。それぞれの施設の取り組みや地域住民への支援についての活発な意見発表がありました。

相談コーナーでは「退院した後どのようにしたら良いのか」「福祉制度や施設はどうのようにすれば利用できるのか」など、高齢者に関わる相談が多く寄せられていました。他に社会福祉施設のパネル展

全地区で福祉委員と懇談会

異業種施設の連携も



10月と11月には、施設と地区福祉委員会との連携・協働を深めていくことを目的に、地区福祉委員会との地域別交流会を開催しました。05年度、すでに幹事施設と地区福祉委員会との交流会を開催していますが、今年度は、会員施設全てが参加し、地区福祉委員会とより身近に懇談ができるようになりました。今後も交流会を開催するなど、地域との連携・協働を深めていく活動を

活動を知ることができ、次につながる取り組みとなりました。今後も交流会を開催するなど、地域との連携・協働を深めていく活動を展開していく予定です。

熊井会長は「これからも情報交換の機会を多く持ちたい。また、高齢者、障害者、児童など分けて考えるのではなく、一つの施設に連絡していただいたら、どの分野にでもつなぐ」という状態にしていきたいと抱負を語っていました。なお、摂津市と交野市においても地域貢献委員会(施設連絡会)結成に向けての準備が進んでいます。

社協と施設が協働して地域福祉を推進することは、社協設立当初からのテーマです。2005年6月に結成された吹田市社協施設連絡会(熊井茂治会長・千里山や連絡会長)では、市社協や地区福委員会と連携して地域福祉の向上に貢献するための取り組みを行っています。

06年8月には異業種の施設間

福利委員会と施設とが、お互いの



地域をどう支えていくかを話し合いました

**勇気出し、精神障害語る
地域を変える力に**

当事者を囲み交流会 「精神障害」テーマに

吹田市社協施設連絡会
地区福祉委員会

月31日、市内の地区福祉委員に参加を呼びかけ、精神障害をテーマにした講演・交流会を開催しました。これは、当会と地区福祉委員会との交流を重ねる中で障害者の生活支援のあり方に悩む地域の声を受けとめ、施設の専門性を活かした「お手伝い」を企画したものです。

通に接してくれたので閉じこもらずにいられた。特別な目で見ないことが「一番」と当時を思い出しながら答えていました。

また、作業所とはどんなところかという質問に、施設の職員が「働く場所、一般就労へのステップ、生活リズムをつけるためと利用目的は人それぞれ」、犯罪者には精神障害者が多いようだがという声には「それは偏見で

実際には普通の人の犯罪率の方
がずっと高い」などと丁寧に説
明していました。

になつて、地域を変える力が生まれつつあります。

当会では、今後も「知的障害者の理解」「子育て支援」のテーマで講演・交流会を行うことにしています。地域ボランティアの育成講座に協働で取り組む地区も出てきており、地域と施設とが顔の見える関係から一步踏み出し、協働の関係へと着実に歩みを進めています。

(福祉おおさか 平成20年2月1日号)

18施設が集まり 地域貢献連絡会を結成

1月22日、交野市において会員18施設が集まり、府内5つ目となる社会福祉施設地域貢献連絡会(富田利一会長)が結成されました。

当日は、会員や、民生委員児童委員、委員、校区福祉委員長などを対象に、府社協山田早苗事務局長による記念講演が行われ、「様々な地域ニーズや、福祉課題は地域が発生の源。福祉施設・社協・住民がより強く協働する必要がある」と、住民と専門施設との理解や交流の重要性を話しました。今後の活動が大いに期待されます。

域ニーズの複雑化・多様化する現状を受け、福祉施設と社協がそれぞれの機能を生かして連携し、住民と協働して地域福祉を推進することを目的とし、地域貢献に関する研修や交流会などの事業を福祉施設が主体となって進めていく予定です。

委員名簿

※敬称略・順不同

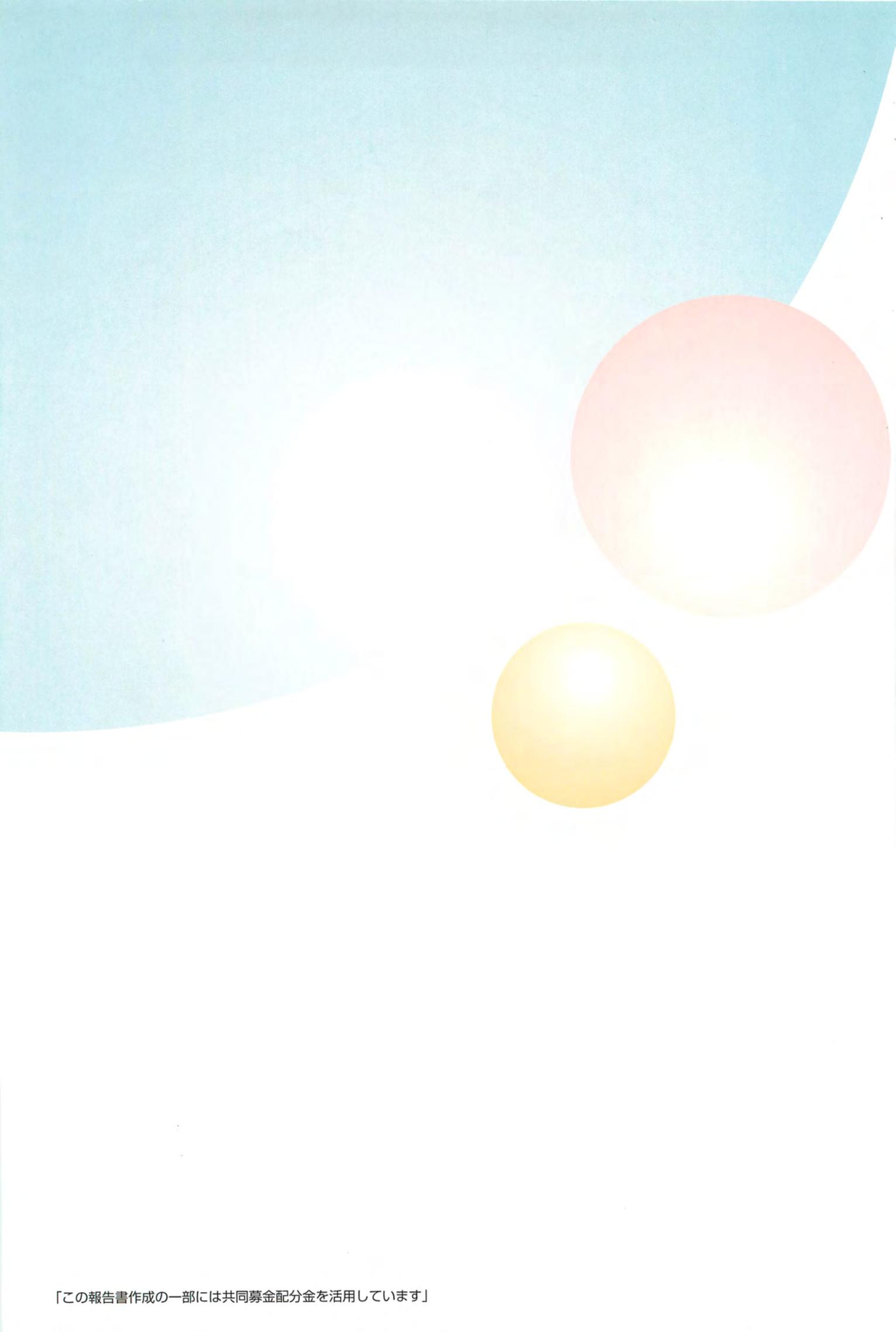
所 属	社 协 名	氏 名
会長会	守口市社会福祉協議会	委員長 高岡 武
事務局長会	吹田市社会福祉協議会	木下修二
	交野市社会福祉協議会	佐治秀隆
幹部職員	池田市社会福祉協議会	茂籠知美
	高槻市社会福祉協議会	松永喜雄
	東大阪市社会福祉協議会	阿知原廣光

大阪府社会福祉協議会	氏 名
地域福祉部 部長	奈良公美
地域福祉部 事務局担当	宮本明子

**課題別検討委員会
「地域貢献委員会の組織化と協働事業のあり方」報告書**

平成 20 年 3 月発行

発行 大阪府社会福祉協議会
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内
TEL 06-6762-9473 FAX 06-6762-9487



「この報告書作成の一部には共同募金配分金を活用しています」